

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

平成30年11月20日開催

熊取町議会

〔議員全員協議会（11月20日）〕

平成31年4月1日付組織・機構の見直しについて	2
被災農業者向け経営体育成支援事業について	19
ブルーベリー農園管理運営支援事業について	21
熊取町立老人福祉センター指定管理者の候補者の選定結果について	28
民事調停について	29
熊取町立総合体育館等指定管理者の候補者の選定結果について	32
就学援助制度の認定基準の見直し等について	34
その他	45
1. 平成30年人事院勧告への対応について	45

議 員 全 員 協 議 会

月 日 平成30年11月20日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	重光俊則
	3	番	浦川佳浩	4	番	阪口均
	5	番	坂上昌史	6	番	鱧谷陽子
	7	番	二見裕子	8	番	渡辺豊子
	9	番	服部脩二	10	番	矢野正憲
	11	番	佐古員規	12	番	河合弘樹
	13	番	江川慶子	14	番	坂上巳生男

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	企画部長	南和仁
	企画部理事	明松大介	企画部理事 兼財政課長	東野秀毅
	総務部長	林利秀	住民部長	藤原伸彦
	健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本浩義
	健康福祉部理事 兼子育て支援 課長	木村直義	教育次長	貝口良夫
	教育委員会 事務局理事	野津恵	政策企画課長	橘和彦
	人事課長	道端秀明	産業振興課長	奥村光男
	健康・いきいき 高齢課長	石川節子	保育課長	阪上正順
	学校教育課長	松浪敬一	生涯学習推進 課長	立石則也
事務局	議会事務局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

案 件

- 1) 平成31年4月1日付組織・機構の見直しについて
- 2) 被災農業者向け経営体育成支援事業について
- 3) ブルーベリー農園管理運営支援事業について
- 4) 熊取町立老人福祉センター指定管理者の候補者の選定結果について
- 5) 民事調停について
- 6) 熊取町立総合体育館等指定管理者の候補者の選定結果について
- 7) 就学援助制度の認定基準の見直し等について
- 8) その他
 1. 平成30年人事院勧告への対応について

議長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜り、ありがとうございます。

なお、本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(坂上巳生男君) 本日の案件は、平成31年4月1日付組織・機構の見直しについての件ほか6件であります。

なお、発言をされる方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退出いただいても結構ですので、申し添えておきます。

それでは、案件1、平成31年4月1日付組織・機構の見直しについての件を説明願います。道端人事課長。

人事課長(道端秀明君) それでは、平成31年4月1日付組織・機構の見直しにつきましてご説明いたします。お手元の資料をごらんください。

まず1番、趣旨でございますが、第3次行財政構造改革プラン及びアクションプログラムに基づきまして、より効率的な業務の推進及び職員数の削減に対応していくため、組織・機構の一部見直し(スリム化)及び関連する人事給与制度の改正を実施するものでございます。

その下は、経過といたしまして、平成30年4月に組織の見直しの先行実施を行ってございます。企画部、総務部につきましては課の統合を行い、健康福祉部につきましては、子育て支援課、保育課におきましてグループの統合を行ってございます。

続きまして、2番、見直し項目をごらんください。

委託化・広域化の推進など、行革で定める業務改善、業務量の削減に関する改革項目の推進にあわせて、平成34年度までの間で計画的に実施してまいります。

(1) 組織・機構の見直し。平成31年度から順次実施していくものでございます。

まず、1つ目といたしまして、課・グループの統合で、職員数減少への対応及び組織のスリム化のため、課・グループの統合を行うものでございます。現状といたしまして、課の数が32ございますが、目標である行革最終年度の平成34年度には約10%減を目標として28、グループにつきましては、現行53を約20%減の40を目指して統合を進めていくものでございます。

その下、平成31年度の見直し内容について記載してございますが、こちらにつきましては、一番最後の4ページの一覧表でご説明させていただきたいと思っておりますので、4ページのほうをごらんください。

まず、企画部につきましては、総合政策部へ名称変更いたしまして、町施策の総合的調整などを行う部署であることをよりわかりやすくいたします。

次に、住民部のみんなと協働課を再編いたしまして、そのうち協働大学連携関係業務を今の政策企画課のほうに、そして自治会関係の業務につきましては、広報広聴課に所管変更行いまして、政策企画課を企画経営課に名称変更を行うものでございます。そして、今の政策企画課の2グループを政策企画グループの1グループといたします。

次に、総務部につきましては、総務課と契約検査課を統合いたしまして、総務課が現行の契約検査課の業務も所管するものでございます。

次に、人権推進課を人権・女性活躍推進課へ名称変更いたします。

次に、住民部でございますが、産業振興課と環境課につきましては、表のとおりおのおのグループを統合いたします。

次に、健康福祉部でございますが、健康・いきいき高齢課のグループを統合し、介護保険・障がい福祉課を介護保険課と障がい福祉課に分離いたします。

次に、都市整備部ですが、まちづくり計画課と水とみどり課につきましては、おのおのグループを統合いたします。

最後に、教育委員会でございますが、生涯学習推進課のグループを1グループに統合するもので

ございます。

その結果、課の数につきましては、平成30年度が32だったのが31へ、グループにつきましては53から44に減ることとなります。

お手数ですが、2ページのほうにお戻りください。

2ページの上の表につきましては、今後の部、課、グループの数及び部長級、課長級職員の目指す人数の予定を記載させていただいております。表の一番下の行革最終年度となる平成34年度の欄をごらんください。

34年度には部の数が7、部長等が8人、統括理事、理事が8人、課の数が28、課長級が38人、グループの数を40として目指していくものでございます。

なお、ここでございます職員数につきましては、現時点の想定でございまして、今後の職員の退職の状況や法改正、業務内容等々によりまして前後することがございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして、その下、2番の管理職職員の削減でございます。

現在、本町の管理職職員の割合につきましては、従前から抑制してきた結果、下の表の岸和田市以南の自治体における一般行政職における管理職職員の割合の表のとおり、8団体、すみません、このところ8団体と書いてございますが、申しわけございませんが訂正をお願いしたいと思います。8ではなく9団体でございます。まことに申しわけございませんが訂正をお願いいたします。9団体内中2番目に少ない状況でございますが、部長級職員の割合につきましては多くなっておりますので、今後、部長級職員を必要最小限度に削減するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

一番上の段、部長級職員の削減目標でございます。平成30年度は部長9人、統括理事、理事が15人ですが、平成34年度は部長8人、統括理事、理事につきましては、部長と同じ人数を目指すものでございます。

続きまして、(3)管理職を魅力あるポストとして再構築するもので、平成31年度から実施するものでございます。

①管理職職員の人材育成の強化でございます。

今後、限られた職員数で行政サービスが低下しないよう業務を進めるためには、職員一人一人の能力を向上させる必要がございます。管理職職員には、部下の人材育成能力や職場のマネジメント能力が今以上に求められますので、研修等によりまして管理職職員の能力向上を行っていくものでございます。

②管理職手当の引き上げでございます。

今までご説明申し上げましたとおり、管理職職員の負担は今後も増大してまいります、管理職手当につきましては、現在、府内最低水準でございまして、管理職をより魅力あるポストとする手法といたしまして、研修等に加えまして、負担増に見合うよう下の表のとおり管理職手当の引き上げを行い、これにより職員の士気高揚を行えるものと考えてございます。

なお、管理職職員の削減によって生じた原資を手当の増額に活用していくものでございます。

この下の表をごらんください。

管理職手当の引き上げ額についてでございます。

部長、次長以下統括理事までございますが、部長につきましては現行で5万5,000円を7万円に改正し、その下、理事につきましては月額4万5,000円から5万5,000円に、課長につきましては4万2,000円を5万円に、参事、保育所長につきましては3万7,000円を4万5,000円に改正するものでございます。

改正後の金額、4列ございますが、その右側の数値につきましては、各職階における管理職手当の府内市町村、そして右側が府内町村での金額順の順位となっております。例えば、部長につきましては、府内市町村での順位が改正前、現行では40団体中37位という状況でございましたが、改

正後は29位となるもので、同じようにほかの職階でも同様に記載してございます。またお目通しいただきたいと思えます。

続きまして、3番、今後のスケジュールでございませう。

本日の議員全員協議会でのご説明の後、12月議会におきまして今回の組織・機構の見直しのための事務分掌条例等の一部改正案を上程させていただきたく思えます。また、議会委員会条例におきましても、企画部の名称変更のための改正の必要がございまして、こちらにつきましては議会提案による条例改正の手続をお願いしたいと存じます。

次に、広報3月号で組織の見直しについてお知らせし、4月1日施行を予定してございませう。

最後に、今回の組織・機構の見直しにつきましては、今後、4月までの間で来年度の予算編成に伴う各部署の事業量、そして人員体制を詰めていく中で、よりよい組織構築のためぎりぎりまで調整をさせていただきまして、見直し内容にその結果変更が生じる場合もございませう。そのときには速やかに議員の皆様にお知らせさせていただきたく思えますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。

質疑はありませうか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）今もありますけれども、これ、変わってから1つの課に1つのグループになるところがあると思うんですけれども、そこにグループ長は要りますか。

それと、例えば都市整備部やったら、水とみどり課とかに理事を置いていますけれども、その理事とかもその理事のポジションは継続するのか、しないのか、どうですか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）1つの課に1つのグループの場合、グループ長を置くかどうかという点でございませうが、こちらについては置いていきたいというふうにご存じます。

その理由につきましては、担当者、グループ員、副主査、主事というのがありますけれども、その者を直接マネジメントする担当の、それは基本的には最後課長になるんですけれども、実務的などころとしてグループ長というのをしっかり置かせていただいて、日々の調整でございませうとか、窓口の関係、それから人材育成、そういった点についてのチェック機能という点、そして部下育成、そして将来の管理職のための必要なマネジメントの研修といひませうか、人材育成といひませうか、そういった観点の中で必要かと存じます。特に、仕事上ミスが発生させないという点でも、グループ長というのはこの部署でも必ず必要というふうにご存じます。

そして、水とみどり課のところは今度1グループになりますごうが、理事が必要かどうかという点でございませうが、こちらにつきましては、理事につきましては、おのおの、まず部長がいて、その下に課長がいて。その間に課の業務量を見た中で理事というのを置かせていただいてございませう。というのが部長が1人で全ての課を見ますと、課長から直、部長に上がっていくこととなります。そうなりますと、現行の部長の数ではその課の年の業務量を見た中では、その課についてはとてもさばき切れなひ、量的にもかなり厳しひと、そしてかなり仕事上でも支障を来す場合もございませうので、水とみどり課につきましては、来年のそういった業務量、懸案事項、そういったものを見た中で、部長が直轄で見られるかどうか、その辺のところを見きわめて、必要な場合は置かせていただきたいと、その辺は町長とも相談をしっかりとさせていただきたいなど。

ただ、全体的なお話を申し上げると、理事につきましては、今後、先ほどございませうけれども、部長と同じ数になるまで、必要最小限度まで削減できるように何とか努力していきたいというふうにご存じます。

以上でございませう。

議長（坂上巳生男君）坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）管理職の業務量が上がるから管理職手当を上げるということなんですけれども、そ

れやったら理事なくしてもいいん違うかなとは思いました。その辺の何か答弁が矛盾しているような気もせんでもないなと思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）今の昌史議員の話を聞いていて、ちょっと私も余りよくわからへんかったんですけど、ほかのところでも政策企画課にしても、産業振興課でも、健康・いきいき高齢課、まちづくり計画課、生涯学習推進課についても1つのグループになるんですよ。そこで、全体のことを見るグループ長がいる中で、課長もいて理事もいるということが、ずっと今の説明では落ちなかったんですけども、その辺、もうちょっと教えてくださいませんか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）ちょっと説明がまずくて申しわけございません。

まず、1点目のグループ長のほうでございませけれども、グループの中の仕事を処理していく際におきまして、まずはグループの業務、それはイコール1つの課の場合ですと1つのグループになりますけれども、そこを直接課長がグループ員を見るというふうになりますと、今の課長の職責、そして日々の業務量ではとてもではないですけども、グループ員のところまではなかなか見ることが現実難しいという現状がございませ。

例えば、私は人事課で、人事グループ長というのがあります。それで人事グループ長が例えば1カ月ほど休んだとします。そうなりますと、直接担当者の方が課長のところに来ます。それで課長がグループ長の分も一緒にやるというふうな形で、課長としての業務量というのもございませるので、そこをフォローするという点でもグループ長というのが必ず必要になってまいります。つまり、担当の業務をチェックする機能としてもグループ長も必要になってくるというところでございます。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）今現在、例えば理事ですけども、担当を1つの課で持っている理事もいらっしやいます。それは1年を通じてそれだけ業務があるわけですけども、一定今回総務部のほうでも理事は減らしましたけれども、その担当の部門については、理事が例えば今2つ担当があるけれども3つにするのであれば、そういう分け合いをしまして総数を減らしていきたいと。

それはもうグループ長においてでも課長においてでも一緒なんですけど、グループ長ぐらいになってきますと、担当業務が一定細かい業務が発生してまいります。その部分についてはやはり主査という部分で担当部門を置きましてこなしていけないと、グループが1つになったからといって総数を1人減らすというわけにはなかなかまいりませので、一定総数は崩さないでグループを1つにしたいという方向で考えてございませ。

以上です。

議長（坂上巳生男君）よろしいですか。江川議員。

13番（江川慶子君）総数を減らさないで、そういう体制をするということなんですけれども、これは行革の一環ですよ。平成34年には17人削減して、全体を311目標というのが行革プランで出ています。その部分は、私どもは減らすべきではないと思っているんですけど、総数は減らさずにやるということは、どう捉えたらいいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）まず、行革の中で328人を311人までという、17人というところの部分のところでございませけれども、その中で、今回につきましては、今、30年4月1日現在で管理職が62人ございませ。そして、2ページの表でございませけれども、34年4月には管理職のほうは部長級、課長級合わせまして54人になるということで、この中で申し上げますと、まず、ここで8人が削減になるという予定になってございませ。

そして、その残った9人というのが、いわゆる一般的には非管理職と言われる方というふうな形になってくるという構造になります。そして、先ほどもございませ、ですので17人については全て非管理職の方を削減して管理職のほうは人数を減らさずにそのままいくというわけでは決してご

ございません。そちらについてはまずご理解いただきたいと思うところでございます。

そして、総数を変えないというところの部分というのが、例えばグループが2つあって、そちらに5人ずついたとしたら合わせて10人いるということになります。それを1グループにするとグループが1つになったので、グループ長1人要らないなということで1人抜いてしまうと、スタッフとしてのグループ長ということでもございますので、いなくなると当然窓口が回らなくなりますので、1グループになっても10人のままにするというふうなところを基本に考えていきたいということでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

退職の年齢にもなっていく部長クラスですよ。そういうところで調整を働くと。新採については2分の1に抑制するというところを掲げているので、それでいくんだというふうなことでちょっと受けとめました。管理職になることによって残業手当がなくなりますよね。そういう部分で、ちょっとこの下の2ページなんかを見ると、泉佐野市なんかはすごく管理職の割合が多いというところでは、ちょっと議員団で話し合っていたときに、管理職になると残業手当がつかなくなるので、そこをうまく利用しているのかなとかいうふうな話も出たんですけども、これについては、熊取町として、この21.9ですか、それから部長職員が9.1ということなんですが、これは今現状ですよ。これを平成34年の割合にするとすれば、どのぐらいになるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）すみません、平成34年度となりますと、そこそ先のところになりますので、私どもちょっと試算させていただきましたのが、この表が部長級9.1というふうでございます。これは部長級の方、いわゆる部長と理事を両方カウントしているんですが、これをもし理事の方を部長と同じだけの人数にした場合というふうにしましたら、その場合は今9.1のところは6.6%ということになります。

この表で申し上げますと、岸和田市以南での平均では、部長級につきましては約6.0%ですので、かなり近い数字になるのかなと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）管理職の割合は。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）すみません、管理職の割合はちょっと試算してございませんけれども、もともと管理職につきましては、ここがございますのが、熊取町が21.9で泉佐野市が50.1という、この差につきましては、これはいわゆる課長代理級を管理職にしているかしていないかによって大分差が出てまいります。

ですので、熊取町の場合ですと、課長代理級、いわゆる職名では課長補佐と申し上げますけれども、については管理職にしておりませんので、これだけ人数が下がっているというところという形になります。ですので、管理職職員の部分につきましては、理事の人数を部長と同じにしたら、この21.9が何%になるのかというのは、すみません、試算のほうちょっとしていないんですが、かなり下がってくるのかなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑は。江川議員。

13番（江川慶子君）すみません、3つ目の管理職の魅力あるポストとしての再構築のところですが、管理職手当を引き上げるということで減らした人数、部長クラスだとか管理職の減らした分をこれに充てていくんだということで、管理職手当の引き上げ額が出ているんですが、これ全体で幾らぐらいの試算をされているんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）部長級から課長級まで全てということでございますでしょうか。

こちらで1年間で約700万円でございます。

それとあと、江川議員からご質問ございました2ページのところで、21.9%が理事を部長と同じだけの人数にしたら何%に下がるんですかというご質問があったかと思いますが、20.2%に下がるということになります。よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

ついでになんですけれども、今、部長と課長と一緒に答えてもらったんですけれども、これ分けて計算は出ているんですか。出ているんやったら教えておいてもらっていいですか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）ちょっとすみません、約という形でちょっとお願いしたいんですけれども、まず、部長について5万5,000円を7万円に引き上げたことによりまして、約160万円の引き上げになります。そして理事につきましては約140万円、これは年額でございます。そして課長、参事こちらにつきましては、全て課長級ということで同じ金額の引き上げ額になりますので、全員の中の合計になりますが、約370万円の増額ということになります。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）大きく2つあるんですけれども、とりあえず1つ目で、教育委員会の生涯学習推進課、これ3つを統合して1つのグループにしますよということなんですけれども、今実際に3つあって、1人の課長で3つを見ているということ自身、大変我々は不便を感じております。これがまた1つになるということは、1つのグループ長で3つ見ると。しかも、これ場所がひまわりドームであればスポーツ推進グループの拠点となっていますし、文化振興であればこちら側ですし、それで生涯学習グループであれば煉瓦館、この3つのところをどうやって1人のグループ長で賄えるのかなというふうに感じておりますけれども、この辺についてどんな意図があるのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）おっしゃいますとおり、今グループごとに執務室が全く別となっております。ただ、今のところ教育委員会事務局のほうともちょっと今詰めているところでございますけれども、来年の4月からは、今、教育・子どもセンターに文化振興グループ、ひまわりドーム体育館にスポーツ振興グループ、そして煉瓦館に生涯学習グループがございますが、この3グループが全て煉瓦館のほうに移転していただいて、そちらで1グループとしてしていくというふうなことで、今ちょっと詰めさせていただいているところでございます。

そして、もう一つご質問でございました3グループのグループ長がいるのに、1つのグループになってグループ長が大変ではないかというところのご質問につきましては、今申し上げましたが、先ほどありましたとおり、グループ長については例えば主査という形で、これは同じグループ長級としても残りますので、必要に応じてそういうふうなグループ長級の中のスタッフ職として置かせていただくとかいう形で、支障がないようにしっかりとやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）今、役場の考えがよくわかりましたけれども、例えばですけど、私、スポーツのことばかり言うていましてけれども、ひまわりドームの現場にいる職員はひまわりドームの中身のことをよくわかっていまして、これがこちらに事務所を移しました。それで現場のことをどれだけ把握できているんですか。何かこれ、考え方がおかしくないですかと私は思います。

現場において、現場の指示、現場の声をしっかりと聞いて、それで判断して行動する。これはもう一つは、指定管理者がいるからそれはそれでやってもらったらええんやという考えかもしれません。だけど、指定管理者ができる量と職員ができる采配の量というのはまた違うわけなんです。その辺をしっかりと本当に把握できているのかどうか、その辺甚だ疑問に思います。その辺についてどのよ

うな見解なのか、もう一度お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）野津教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（野津 恵君）先ほど人事課長のほうから教育委員会とも調整を進めているという旨のご説明申し上げましたけれども、我々が今想定しておりますのは、全部ひまわりドームなり、各施設から人を引き揚げてしまうということまでは考えておりませんので、一定当然ドームであれば指定管理者に管理を行っていただく。そういう意味での教育委員会との連絡というのは、これ大事なことでございますので、数名程度はそちらのドームのほうにも人を残して、基本的な連絡調整というのは遅滞ないようにとり行っていくと。

今回、こうして3グループまとめて煉瓦館に集めるという意味では、先ほど佐古議員のほうからもマネジメントの面についてどうなのかという懸念をいただきましたけれども、そういう意味では、我々も部署が別々に離れていることで、なかなか職員同士の連絡であったりとか、マネジメントの面で行き違いが生じている部分等もございまして、時間的にも一つの事務をとっても時間がかかることが多かったりとか、いろいろ連絡のまずさも生じたりという部分もございますので、そういったところ、職員を煉瓦館に集める中で、管理職のガバナンス、マネジメントを働かせて、より事務事業についてスムーズに丁寧に行っていきたいという趣旨でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）今のようなお答えをされるのであれば、なぜ教育委員会の場所に同じようにここの統括グループを置いておかないんですか。教育委員会はどこにあるんですか。煉瓦館ですか。煉瓦館に置いて、教育委員会が全部そこで取り仕切るのであれば、教育長もおり、教育次長もおって、課長もいます。そこでは連携とれますよね。その辺がグループをこっちに持ってきました。課長はどこにおるんですか。そんなんで教育次長と課長とのその辺の連携はちゃんととれるんですか。その辺どうお考えなのか、もう一度お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員のおっしゃること、まさにそういうことで理解いたします。ただ、課長は煉瓦館のほうでいますので、一定グループが3つ寄ると。1つのグループになるということでは、課長以下のマネジメントは事務の効率化も図れ、スムーズにいくということに思えます。

ただ、今現状、確かに教育長、次長においては本庁舎でいますので、その連携はなかなか一緒にいるところと比較すると劣るのかなという部分はありますけれども、とりあえずは1つのグループとして課長以下でやってみたいと。これについて事務の進捗を見ていきたいということの趣旨でございますので、ご理解よろしくお願ひします。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）もうここではっきり言うておきます。私は反対です。それで本当に回ると到底思えません。これ、後ろ向きの考えになっているようにしか思えないので、これからスポーツなり何なりを発展させていこうとしていたら、やっぱりその部署でないと、管理職の人がやっぱり采配を振るわないと、幾ら下の方がこんなことをしたいと言っても、それを知らない管理職の方にはなかなか意思の疎通ができないように思えます。

ですから、やはり出先機関というか、そういうひまわりドームであれば現場、そういった文化振興であれば煉瓦館かもしれません。そういったところにしっかり沿った形の管理職をしっかり添えるなり、検討していただきたいと思えます。これ統合というのは、今度は住民と職員との意思疎通ができなくなってしまうというのが大変懸念するところでございます。もう意見だけ述べさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）今の佐古議員のおっしゃっていることは、グループで仕事をおるからグループ長がないといかんという考え方、発想で、熊取町の組織の活動を、いかに効率的に仕事をしていくかと

考えたときに、議員が、あるスポーツ関係のグループがなくなったらあかん、例えばこれ文化振興で生涯学習をまとめられるのかというようなことをおっしゃっていますが、この生涯学習の課長が1人おって、これをその下のグループ長がおれば、この3つの仕事はその下の補佐がおれば十分できる量であると。そういう見方もせなあかんわけです。スポーツしか担当しないグループ長がおる、文化しか担当しないグループ長がおる、生涯学習しか担当しないグループ長がおるからいっぱい仕事かふえて、セクションがふえておるわけです。

もう一つは、水とみどり課で水グループがある、みどりがある。これは公園関係と川で違う仕事ですよ。公園関係は公園関係でやらせて、川関係は川関係でそれぞれ責任者がおらんと仕事ができん、そんなことじゃないんです。水とみどり課で今の業務量から見たら、今のメンバーから見たら1つのグループで公園のない仕事のときは川も応援する。グループというのは1つの仕事だけをするのがグループじゃなくて、いろんな仕事があって、それをグループ内で応援する。それがグループの考え方なんです。グループ長がおらんかったら仕事ができんと、そんな組織はないです。

グループ化というのは、3つ、4つの仕事があったら、それを1つのグループにまとめて、忙しいときと忙しくないときを補充できるグループであるというのがグループの念頭にあるです。その辺を理解しないでグループ化に反対しますと、そんなことは議員としておかしいと思うんです。この辺はやっぱり議員として十分に考えていただきたい。一生懸命、町が組織のスリム化をしようとしている。そういう中で、グループの削減等もちろん今の業務量を見ながら考えられておるわけです。それに対して、グループが3つあるの、スポーツがなくなるからあかんとか、そういうのはおかしいでしょう。ちゃんとひまわりドームの業務がちゃんとできれば、生涯学習でばらばらだったら、もちろん佐古議員がおっしゃっているようなことになりすけれども、その辺のことを考えて議員は発言していただきたい。

議長（坂上巳生男君） 佐古議員。

11番（佐古員規君） 議員同士のやり合いをするつもりはないんですけれども、私の意図というのは、これは離れたところにそういう決定権を持った長がいないと、なかなかこれ時間のロスが今までも生じていたわけなんです。その辺があるので、誰も1つのグループで全部こなせるのであればそれはそれでいいですよ。ですから、1つのグループでも別にそれは百歩譲っていいとしても、拠点にはちゃんと関係の決定権を持った職員をしっかりと置く。だから、グループ長クラス、決定権を持っている判断のできる人、そういう人をやっぱり配置すべきやというふうに考えております。

これがたまたま一応生涯学習推進課の中で話はしていますけれども、ほかのグループで、もちろん同じような業務をしている課、グループがございます。それは統合すべきだと思います。こういった離れたところにあるようなところについては、目の届かないところというのが往々にしてあるわけです。だから、そういったところをしっかりと判断してくださいよということを申し上げているわけがございます。

次、もう一ついいですか。

議長（坂上巳生男君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） さまざまなご意見を頂戴してありがとうございます。1点補足させていただきますんですけども、基本的には、今、ひまわりドームのお話をいただいておりまして、ひまわりドームは現時点では課長補佐は置いておるんですけれども、管理職としてまだ機能していない。というのは、今、教育・子どもセンターのほうに課長がおると。私は役場でおって、理事は煉瓦館でおるというふうな形で、そういった意味で意思決定までに時間がかかりかかると。こういった意味で、1つのグループにすることで、やはり事務を集約化する、あるいは効率化を図っていくと。

今回、細かな話になりますけれども、ちょっと多少なりとも臨時職員の数も統合化することで減らしていきたいということと、十数名の中で、今まで3名とかで持っていたスポーツの部分スタッフ的な感じで、やはり閑散期というのがありますので、先ほど重光議員おっしゃっていただいたように、課全体、1グループ全体ではうまく進めていけるように、一度ぜひともチャレンジさせて

いただければというふうに考えております。

確かに、やっていく中で問題があれば、最終手戻りというのも多少あるかもしれませんが、やはり非常に人件費等高騰する中で、スリム化あるいは軽々に今管理職をふやせない、こういう事情もございますので、こういう形で進めさせていただくと。とにかく横断的に進められるというのがメリットかなと。十数名の中でスポーツのほうも積極的に推進していけるというふうに考えておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 部長が申し上げましたことで大体説明が足りると思うんですけども、先般、斎場の自家発電機の問題なんかがありました。担当者が報告しているにもかかわらず、上司が見逃したというふうなことがありました。これでもって皆さん方に大変なご迷惑をかけたわけなんですけれども、こういったことがなぜ起こるか。判断を担当上司に求めてしまう。その上司がまた次の上の上司に求めてしまう。そういった一つの流れがある中で、一番近いところの担当者は上に上げればそれで事は足りたというふうな思いの中で行き違いが生じているというのが、確かにいろんな分野でもあるのかなと思います。

だから、判断を課長に任せる、グループ長に任せる、理事に任せるというふうなことは、一通りあるとは思いますが、これからの時代、そういったそごがないように、すれ違いないように、グループの中で判断できるような、そういった形も必要ではないかなというふうに思います。グループの中で協議してもらおう。課長に任せましたよというだけではなくて、そういったところから事務の改善なんかも図られるのではないかなというふうに私的にはそう思います。

グループ制をもう少し機能性を高めていきたいというのが、今度の組織改編の大きな柱でありますので、場所は違いますが、場所で課長がほったらかしにしたら、それはもとに戻ってこないんです。その場で終わってしまっただけで、また間違ったことが進んでしまうんです。そういった連絡を密にするためにも、拠点があってそこから教育・子どもセンターに行く、ひまわりドームに行く、そういった形の中で情報を集約した中で、グループの中で日々処理していくと、そういった形を求めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君） ほかに。佐古議員。

11番（佐古員規君） せっかくの提案ということもありますし、一回やらんよりはやって、トライアル・アンド・エラーしていただけたらいいかなと思います。

もう一つ質問というのが、今度、みんなと協働課再編の件で、自治会関係者を広報広聴課に所管を変更するという意図についてお答え願います。

議長（坂上巳生男君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君） まず、みんなと協働課につきましては、このような形になりましたけれども、もともとは行革に基づきまして組織のスリム化というのを検討していく中で、可能な限り組織の統合、そういったものを考える中で、みんなと協働課の所管する業務については企画部に移管して、そしてスリム化の中でみんなと協働課を再編させていただいているということでございます。

それと、広報広聴課のほうにつきましては、町長の秘書というところも秘書部局でございますので、より町長と自治会との距離も近くなりますので、そういった意味におきましても区長様のほうにおかれましてはメリットは大きいかなというふうに思います。

そして、煉瓦館で、今、自治会長様のほうがお越しいただいているわけでございますけれども、みんなと協働課の職員につきましては、基本的には我々と同じ月曜日から金曜日までが出勤で、土日・祝日が休みということになってございまして、出勤してございません。窓口という形につきましては、曜日は変わらず本庁のほうで同じようにお受けさせていただきたいというところでございます。さらに自治会関係につきましては、もともと以前は今の広報広聴課で所管もしてございましたので、そこに戻させていただいて、町長の一番近いところの所管でしっかりやらせていただきました。

いというふうな思いでございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）この件については、大変町長に近いということで、より住民の声が聞きやすいということで、通る可能性大ということで、大いにこれを期待しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）この改定案で組織の変更、再編等は、いろいろ事務効率を上げるためにどうやっていくかというのは、実際にいろいろ検討していただきたいと思います。

それで、管理職の数を減らすと。それに合わせて管理職手当を引き上げるということですが、まず府内市町村の順位、それから町村の順位、府内市町村のそれぞれの管理職手当の一覧表をぜひ議会に提示していただきたい。それは可能ですか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）そちらについては、作成してご提出させていただきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それから、ここで管理職手当の引き上げがあるわけですが、管理職手当というのはこの手当だけで、年間の賞与とか退職手当等は一切影響しない額と考えてよろしいですか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）管理職手当につきましては、管理職手当を基礎として地域手当という手当がございます。この地域手当へのはね返りとして6%分ございます。ですので、先ほど700万円と申し上げたのは、地域手当という手当へのはね返り分も含めて700万円ということでございます。そしてボーナスにつきましては、若干の微増的なところはございますが、ほとんど計算上数字にも上がってもこないようなレベルのお話になるかなと思いましたが、主なメインとしては地域手当の分ということになります。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）退職金には影響しないですか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）退職手当には管理職手当は一切計算式に入っておりません。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それで、この引き上げ額の適用ですけれども、施行は4月1日となっておりますけれども、それには31年度が順次削減をするということで、手当をいつやるかというのは書いていないですけれども、これはいつから手当を引き上げる予定ですか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）手当の引き上げにつきましては、31年4月1日からを考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）目標が、34年に部課長の数は減らしますよと。これがもう大きな組織の変更の目的であって、それに合わせて管理職手当を引き上げていくというのは当然だと思うんです。その効果額に合わせて。

これは、それをしないですぐ来年から手当を引き上げていくということは、これは、30年のアクションプランにも載っていないですよ。30年のアクションプランにも載っていない額を、これだけ住民の税金の負担額から上げてくださいますよと、それは管理職手当を上げるためですよということを使うということは、これは全然出てきていない、今まで計画もされていないことを突然上げて、

12月議会に出していくと。

これは本当に今までの町政で、とにかくやると決めたことは議会を通ればいいやということやってきたと。これは条例でもないから、予算の中で組み込むだけやから、議員全員協議会を通たらええんやというやり方を今までずっとやってきているわけです、前の町長のときも。そういうやり方が通るようなやり方でやろうとされているということで、これは、住民にとってこれが本当に、広報でやるからこれを理解してよですが、まさに今お金がない、使うところに金がない、保育所の保育士にしても賃金を上げることもできない、そういういろんな面で、トイレの洋式化も遅々としてできていない、公民館なども日本式しか置いていない。まさに障がい者のためにお金を使うことも一切出でこずに、これだけがぼんと700万円使います、これは管理職のためにやります。これは順序が全く逆で、住民サービスに対する、本当にこれを住民と議会をまさに軽視した、昔からの町政のやり方やと思うんです。

これは、まずはアクションプランは30年に始まって、その1年目の総括もできていないのに、これを変えていくと。全くもって30年のアクションプランは何やったんですか。この700万円が必要なアクションプランやったんですかということになりますよね。住民の皆様にはお金が足りません、削減してくださいということを言っている。そういういろんな面で金が減ってきて、管理職の士気を上げるために管理職手当を700万円上げると。こういうのは全く理解ができない。何でこの12月の議会で上程してこれをやるのか。アクションプランにもなかったことをやるのか。これは町長、どういう位置づけでこれを出そうとされていますか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）いろんなご意見をいただきました。行革の折ではありますけれども、理事職の減をもう前倒ししてやってございます。そんな人員の削減によりまして、管理職が今後ますます負担増が見込まれると。業務量に見合う手当を支給していきたいというような考えが基本にございます。現在管理職手当は府内の自治体比較、先ほど申し上げましたけれども、長年最低基準で推移はしてございます。そんな大きな増額ではないかもしれませんが、幾ばくかでも引き上げるといことで職員の士気高揚も図りたいと、そういったことが基本考えにございます。

ただ、この場合は提案をさせていただいて、議員の方々のいろんな意見をいただくというスタンスでございますので、先ほど12月議会にという話でしたけれども、これは12月議会の提案の内容には関係ございませんで、3月の議会で当初予算を上げさせていただきます。そこで、予算の中で審議していただくという内容にもなりますので、今ご意見をいただいた、その意見を十分検討させていただいて、まだ少し時間がありますので、そこでまた検討していきたいというようなスタンスでございますので、ご理解よろしく申し上げます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）いろんな面で予算に上げていくに当たって、一旦部長会で決めたやつはもう強引に通していくというのが、今までの過去私が経験している前の8年間を含めて、前町長からそういうやり方でやってきているわけです。議員全員協議会で説明したらそれで終わりやと。予算は議会を通ったら終わりやからと。そういうやり方は住民がどう理解するか、全然そういうスタンスがないんですよ。

そういうのをちゃんとせずに、どたばたでこういうのをやろうとしているというのは、全く本当に昔の体制がそのまま残っているんじゃないかと思うんです。そういう住民がどう理解しているかということを実際に考えてやってもらおうとしたら、この3番に管理職職員の人材育成の強化をします。この管理職の人材育成の強化をやってくださいよ。課長クラス、グループ長クラスを民間の研修機関に出すとかそういうことをして、ちゃんとそういうことをやってから、課長、管理職の手当を上げましょうと。今の昔のままの体質で、部長クラスが1万5,000円以上の効果を上げていると思われませんか。僕はそんなことはできていないと思うんです。それでもできていない今の部長にこれをサービスでお金をあげますというようなものじゃないですか。業務は変わっていない。

確かに頑張っておられる部長もおられます。頑張っておられる課長もおられますけれども、本当にそんなやろかと思えますよ。昔ながらの体質で、いろんな面での検討というのは、まだまだおいているところはたくさんあるけれども、そういうところは積み残した状態で、私たちは一生懸命やっているから金を上げてくれと。それを管理職が提案して、それを納得してくれと。住民にはいろんな面で、教育にしても保育にしても金を出さへんけれど、これは上げるよと。700万円かかりませと。それも今まで計画になかったことをやるということを、これは本当にちょっと信じられない提案なんです。

それで、まず研修等により管理職職員の能力を上げる。何の能力をどの研修で上げるんですか。これはすぐにでもやってほしいです。今全然皆さん勉強していないじゃないですか。課長も係長も部長も。どこか外に行って自治体の運営について勉強されていますか。いろんな講師の方がいろんな自治体の問題点を勉強会やっていますよ。そんなことをちゃんとやられていますか。一回も呼んでやっていないでしょう。その先生方の話を聞いたら、今自治体はどこが問題でどう変えなあかん、その中では管理職はどうあなあかんというようなことは、すぐにわかってすぐにでもできるはずですよ。

そういう計画も示さずに、管理職手当をまず上げます。頑張らなあかんから上げます。こんなむちゃくちゃな提案はないと思うんです。いつ、どんな管理職教育をやるんですか。今、すぐ示せるはずですよ、こういうことが出ているわけですから。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）管理職につきましては、ちょうど今、働き方改革に関して若い職員を集めて研修会ということで、いろんな若い職員の意見をいただいているところでございます。そういったものも含めて、今年度働き方改革に関するいろんな意見とかいただいて、そして職員にもアンケートもとらせていただいております。そういったものを受けて、来年度は、やはり今、議員おっしゃいましたように、管理職としてしっかり課をマネジメントしていくんだという、働き方改革とかそういった、例えば危機管理の意識の問題、そういった面を中心に来年度やっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）それをぜひどんな教育をやるのやらも教えていただきたいと思えますけれども、今の状態で、もちろん頑張っておられる部長、課長おられます。そういう方はすぐにでも上げてもらってもいいと思えます。そうでない部長、課長も上げるんですか。こういう査定もせずに、今の部長、課長、理事がそのまま管理職手当が上がる。非常におかしいでしょう。誰がこれを査定するんですか。この部長は来年から上げてもいい、この理事は来年は上げん。それは誰かの人事評価があって初めてなされるべきのはずであって、無条件に部長、次長、理事はとにかくその名前がついていたら、この管理職手当を上げますよと。こんな人事評価がありますか。これは一つの大きな報酬ですよ、職員に対する。そういう人事評価はされるんですか。来年度から部課長の給与を上げるとしたら、この部長はそれに相当している、この課長は相当していない、上げられないということをちゃんと評価されるんですか。それはどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）まず、管理職手当の支給の基準につきましては、いわゆる課長、理事、部長と職に対して、その職が行うべき仕事に対して支給する手当ということになりますので、何年目以上の課長は金額幾らとか、そういったところではなくて、課長としての仕事をやるのに対しての職能給といえますか、そういう手当という形になります。

そして、そこの管理職に当然拝命を受けましたら、人事評価というのを受けることになります。私は課長ですので、私の場合ですと隣の林部長から人事評価を受けると。それでもし私の成績が思わしくないような場合は、当然人事評価の中でボーナスの減でありますとか、昇給の減という形で

給与面においても反映がされると。逆に、もしかかなり頑張ったというふうなケースがあれば、人事評価の中でボーナスの一定の増というふうな形になってきます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これは管理職、部長クラスは評価がないというのは本当はおかしくて、報酬の中に反映させるということがあると思いますけれども、これだけ管理職手当を上げるのであれば、これは一つは残業がない、いろんな休日出勤もある、いろんなもんがありますから、当然これ以上のものはいただいても当然の方はたくさんおられますけれども、そういうことを踏まえて、本当に今の課長、理事がそれを、管理職手当で府内で市町村では2番目、それぐらい頑張っているまちなになっているかということですよ。今のままやったら何もしないで4年先までいかななくても、2番目の管理職手当を市町村でもらえる状態にあるとおっしゃっていて、これやったらもう改革は進まへんですわね。今の状態でええと思っただけで管理職はそのままいくわけですから、府内で2番目の手当をもらっている。これでええんやと考えるのは当たり前のことじゃないですか。

やはり、府内で2番目に相当する仕事をしていただけている、当然されている方も多いと思いますけれども、やはり管理職手当を上げるに当たっては、やっぱりアクションプログラムでこれだけの効果が出てきたから、それだけのものをやはり町民の皆さんと一緒に分け合うというところでやらないと、アクションプランの1年目も出ていないのに、総括もされていない、それから31年度以降どうなるかわからないのに、これを上げるというのは非常に奇異な状況です。

これはやはり1年目のアクションプランの項目にも入っていない事項でもありますよね。そういうことを含めて、30年を総括して、だからやっぱりこれは管理職も頑張っているし、上げなあかん、上げたらこれだけのものが出てきますよと、32年以降。そういうものは示されますか。今、示されていないですよ。最初のものでふるさと納税が上がって来ましたけれども、これは幸い5年先までの分をもらったからええかもわかりませんが、そういうのも減ってくる中で、どういう行財政運営をするんやという考え方のもとで、管理職手当を上げることが必要なかということ、今頑張っているから上げましょうというのでは全然改革は進まないと思うんです。

その辺を、これから管理職手当をまず上げるのか、あるいはもう一度ちゃんと管理職職員の能力と期待する、町長からこういう仕事を期待します、こういうことを期待しますということが余り出ていないと思うんです、各部課に。そういうものを示してから上げるのか。その辺は十分に検討していただきたいと思うんですが、これは今この資料が出ていますが、そういうことの検討は、今後、さっきの話ではしていくようなことおっしゃっていましたが、されるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）まず一つ、議員のおっしゃった中で、ちょっと訂正だけ。府内の市町村で2番目ということですが、府内の町村で2番目ということです。市町村では平均よりは少し下になろうかと思えます。

もちろん、その辺のところはしっかりとやっていきまして、先ほど私も申し上げました、3月で当初予算ということで、上げるのであればその場で審議していただくという内容になるんですけれども、十分今の貴重なご意見をいただいた中で、もう少し期間がありますので検討していきたいと思えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）藤原町長、この案件で約1時間経過しておりますので、次のテーマに移りたいと思っております。

（「いやいや、これは大切なことです」の声あり）

議長（坂上巳生男君）どうぞ。藤原町長。

町長（藤原敏司君）部長が申し上げましたとおり、様子見ということではないんです。皆さん方の行革に対するご意見なりをこの場で拝聴したいというふうなこともあったと思えます。平成31年度の予

算編成、今ヒアリングが進んでいますけれども、その中で上がってくるいろいろな数字の積み上げを見ながら、これらについては検討していくべきものであるというふうな認識をしております。ただ単に減ったからその分を分配するという考えではなくて、将来的には皆さん方から提案されました部長の下が課長、その下がグループというふうなシンプルな組織体制ができ上がった中では、そういった課長、管理職手当も支給アップさせてもらってもいいのではないかなというふうなことは思っております。

ただし、そこへ行くまでどんなプロセスがあるのかというふうなことも含めて、皆さん方からのご意見なりを拝聴できればというふうなことでございます。34年、部長と理事が同じ数量になっていきますけれども、できればもう理事はゼロにしたいというのが私の思いです。先ほど申し上げましたように、いろいろな課題について判断をしていくのはグループで判断してもらって、統括が課長、部長、そういったシンプルな体制でいく中で、ミスゼロにしたいというのが一つの思いです。その中であって、今管理職手当がどんなふうな評価の中で適当というふうな数字が出てくるのか、そういったことも踏まえてこれから研究していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）失礼します。

先ほどみんなと協働課について、総務課のほうに企画課と、それから広聴課のほうに移るということですが、私はみんなと協働というのはこれからのすごい大きなテーマですし、これからの市町村を考えていく場合、少子化とか高齢化とか、その辺の問題を考えていく場合にも、みんなと協働していくということは自治会だけに矮小化することではなくて、人事課と、それから婦人問題ですか、その辺のことと同じようにどこの課でもそういうことを考えていかなければならない、そういうテーマだと思うんです。ですから、このみんなと協働課の名前を消してしまっただけでやっていけるんかなというのをすごく感じます。

これからの市町村を考える場合には、どうやって協働をつくっていくかというのが、一番私は大切な問題ではないかなというふうに思います。ですから、どこかへ統合されても、そういうところに目くばせをしていただけるというふうなグループというんですか、そういうのは絶対に必要じゃないかなと思うんですけれども、その辺について何で協働課というのがなくなってしまったのか、その辺教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） ご心配をおかけします。

鱧谷議員にしては心配の種やと思います。だけど、協働憲章がございます。これを職員一同が熟読して、そういった協働憲章の精神を持つ中では、どこの部署におっても住民の皆さん方と協働していくと、連携していくと、そういった考えの中での仕事が進められるものというふうに思っております。

ただ、協働課が全てを取り仕切るというふうな、そういうシステムではなかなか協働連携がいろんな分野で進むかどうかというと、私は全職員がそういう意識を持った中での協働連携、協働を進めていくべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（坂上巳生男君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）確かに町長の言われますとおり、各自身がそれぞれの考えを持って進めていかればいいのかと思うんですけれども、でも、そこを統合していくというんですか、人権課のように各部署でそういう目くばせがきいているかどうかというふうなところをきちっと検証していけるような部署というのが、私は必要じゃないかなというふうには感じるんですけれども、その辺はこれからの行政を見て判断していったらいいのかもたぶんかもしれませんが、本当に縮小していく自治会の中で、どこに力を注いでいかなあかんかという、どうやって協働していくような体制をつくって

いくかというのは、こちら側からもすごく難しいですけども、協働を組むほうも高齢化していき、少子化していき、すごく難しくなっていくと思うんです。その辺のことを統合的に考えていくというところが必要になっていくのではないかというふうな感じがして、ちょっと言わせていただきました。またその辺はお考えいただけたらありがたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） すみません、先ほどの管理職手当の引き上げの件なんですけど、この表の一覧を見せていただいて、まず最初にわかったのが、管理職手当が府内市町村の中では本当に最低のレベルのほうになっているというところがランキングで見えてわかってというところが実態かと思うんですけど、その中で、今回、そういった分ですべて部長、管理職の士気を高揚するために手当を上げるんやというところで、いろんなさまざまなご意見があったと思うんですけども、それを改正後は府内で町村で2番目に持っていくんやというところの上げてきた理由、上げた金額、部長やったら1万5,000円上げる、理事は1万円、課長は8,000円、参事は8,000円と、その金額は何をもってこの金額が出てきたのかというところの説明、府内2番目というところの説明をしていただきのと、1番目はどこなのかを教えてくださいたいと思います。

議長（坂上巳生男君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君） 管理職手当の引き上げ額の根拠でございますけれども、府内町村とそして人口5万人台の市、これらを合計した平均額を参考に設定させていただいたものでございまして、町村で2番目ということで、1番目については全ての職階で島本町でございます。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

多分そうかなと思ったんですけども、町村で人口が多いというところで熊取町は府内の中でも議員報酬につきましても、議員定数や報酬を見たときに、議員についての検討会の中でも、この4万4,000人いる人口の中で議員報酬はどうかということも、人口とかそういったもので議員の中でも報酬については検討してきた分があったんですけども、そういったこともあわせて府内の平均を出されて金額を出されたということがよくわかったんですけども、今、重光議員も言うてはりましたが、行革をする前に、先にこれを出してくることはどうかなというところは、そういうふうに私もさっき思いました。上げることは全然問題ないかと思えます。本当に最低レベルなので上げてもいいかなということは思うんですけども。

だから、そういうところの内容。そして部長の士気、やっぱり部長は本当に大変やと思うんです。その部長がこんな大変やったら、部長になりたくないわという、一般の職員がそんなふうにならないうちに、やっぱり部長になって、大変やけれどもこれだけの手当をいただけるんやということで士気が上がる方、責任もしっかり持ってやっていくんだということになるかと思えますし、熊取町の職員は本当に部長、理事も、私の目から見たらすごくいろいろ頑張ってくれてはるなと思っていて、今回も、国保関係の「めざせ！がっちり健幸」事業、特定健診推進事業とかそういったもの、また、認知症のチェックリストでも私いろいろ提案しているんですけども、自力で計算式をつくったりとか、本当に町の予算を使わないで町のある財源の中で何とかやっというところを、いろいろ工夫してくださっているなというのは感じております。

そういった方をたくさんつくっていく意味で、手当を上げることは問題ないかと思うんですけども、今言われたように、何かいろいろ頑張っている人と、頑張っていない人を一律上げるというのではなくて、今言われていましたように、今は頑張っている人に対するご褒美はありませんやん、手当とは別に。そういうものも新しく創設してもいいん違うかなと、反対に思うんです。

いろいろ町の先進事例を考えて、いろんな行政から視察してもらえようという、そういった施策その課が頑張ってやっというところ、そこに少しご褒美をあげるとか。泉佐野市はそういったものがあるみたいなんです、そういう制度が。だから、そういったものがあるほうがまた士気が上がる

ので、ただ単に役職がついたから上がるというんじゃないで、そんなことがあってもいいのかなというふうにちょっと提案させていただきたいと思います。質問じゃなくてすみません。

議長（坂上巳生男君）ほかに。文野議員。

1番（文野慎治君）もう最後かと思しますので。

先ほど町長が総括的に答弁をまとめられたかというふうに思います。私自身、本会議の中で管理職の問題、役職職員の数の多さ、数度にわたって議会で質問させていただきました。一番わかりやすい取っかかりとして、よそより何で理事者席が多いんですかということから入ったんです。この間何回かやる中で、9月議会の中では、ほぼ町長とも気持ちは一緒やなというところを私自身は感じています。そのご答弁の中で、まずはこの31年4月に機構改革を考えているから、それを見てくれというようなことで、きょうこういう形で出てくる内容については非常に期待をしていました。

9月議会の中で言わせてもらったように、熊取町は、先ほども言ったけれども、何を示したら一番視覚的にわかるかなということで、理事者席の答弁の人数の多さから言うたんです。そういう形で1つの部なりピラミッド組織の中の一般職員の中では、一番上の部長級という人のところに理事というような形が部の中に理事が2人、3人おって、それでそれぞれ仕事を分掌して、質問内容に応じたら1つの部で総括理事やそういうような方が3人ぐらい答弁席でおって、それぞれが答弁すると。これが非常に無駄じゃないですかということを言わせていただいて、9月には、例えば熊取町と同じ人口で町という組織の中で、九州の地域の町を紹介させていただきました。九州は部制がないんです。課長がトップでというような形を言わせていただいたんです。

そういう中で、やはり今回、次から34年を目標に、部長級、今9を8にしよう、それと総括理事、理事、部長と同数程度を目指しますやから、34年は部長が8やったら1つの部に1人ぐらいを目指しましょうということを書かれているわけなんです。これは、スピード感のことにしたら、非常に現職の方もおられるわけやから、退職とかそういうような状況の中で、何年先、何年先退職予定者とかいうふうなことでやっていけば、シミュレーションしていけば、どういう形でどの時点で、私としたら町長の思いも一緒やったと思うんやけれども、そういうスリムな、頭でっかちになっている組織をもう少し効率的になるかなというような計画は立てていけると思うし、これも一つのそういうシミュレーションした中やと思うんですけれども、一つは、僕はそこに理念が絶対要ると思うんです。

その中で言えば、きょう林部長が先ほど重光議員の中のご答弁でおっしゃったように、管理職職員の負担は今後も増大すると見込まれる。文書でも書いているし、ご答弁でもそうありましたよね。だから管理職手当の引き上げをこの4月に持ってきて、到達は34年に部の数を8にして、理事の数も部長級、その1つの部の中では部長級は2人にするんやというのが目標やということなんです、それもなくせられたらということ、先ほど町長もっと突っ込んでおっしゃったんですよね。

ですから、僕は9月の中でも言ったけれども、九州の熊取町と同じような体力的な自治体の例を示したように、熊取町はそれぞれの部の中で部長級がたくさん複数おるために、その中で縦割り行政になって、ですから1人の部長級の人の仕事量という、責任量というか、目くばせする面積というか、そういうのは非常に少ないんやということ指摘させていただきました。今のこの34年に到達の目標であれば、町長もご答弁で認めたそういう非常に非効率的なものが、34年まで実は時間がかかるんやということをおっしゃっているわけです。それはいたし方ないかもわかれへん。先ほど言うたように現職でおるんやから。

しかし、そのための、今言ったように、確かに金額は、先ほど渡辺議員もおっしゃったように、よそに比べたら管理職手当は大阪府下の中では低いんかもわかれへんけれども、しかし、部長級という立場の人の仕事量は、よそで効率的に非常に苦しい財政の中で頑張っておられる方に比べたら、楽をしている。持っている責任度は低いということ、9月、大変時間が迫った中で最終的に、先ほど言うたように町長も同じように思っていて、それをこの4月からちょっと変えてみるわというような答弁で、きょうは楽しみにしていたわけなんです。

ですから、やはり管理職手当を来年4月から同時に、着手しようとする初年度に同じように上げるといふことについては、これは重光議員と私は同じなんです。これは絶対順番間違っています。今の現行をやはり変えていくといふことで組織に手をつけるわけやから、途上で、入り口でそんなことをやったら絶対にいかん。決め方は、新年度予算の中の人件費の中で出てきたら、ずっとそれで通ってしまうんですよ。ですから、これはこのままの形で出てくるんやったら、熊愛の会としては絶対反対します。

ですから、ご答弁で部長あったように、きょうの意見を吸い上げていただいて、新年度予算にそれを反映させるんかどうかといふのを、どうかもうちょっと真剣に考えてほしい。住民感情としては、絶対そうはならないと思うんですよ。もっとほかに予算を使うべきところがあるんですよ。もっと言えば、町長就任以来、自分の報酬をカットして、退職金もゼロにしてといふことで予算削減してはります。この間ずっと町長は町職員一人一人と面談を重ねてきた。これも非常にそういう努力をされて、職場の問題点とか、そういうことを吸い上げようとしているんやと思う。もう一つ、それをやっているんやったら、やはり町長としてのそういう自分の給与を削減してまで熊取町の財政は大変なんやといふことも、それぞれ町職員に対して面談したときにも、そういうオーラを発して口で言うているかは別にして、そういうことも言うているはずなんです。だから、自分がやっぱりこうやってやっている間は、府下の中では少ないかもわかれへんけれど、その中で頑張ってくれといふことも伝えているはずですよ。

そういうことからしたら、これから部長級を減らしていくから、初年度からそのかわり手当を上げますよといふような形はここでひいたらいかんと思います。その点はやはり、我々もそういう意味で、議員報酬とかそういうこと、今も島本町に比べたらといふことで非常に議論の間やってきましたけれども、まだまだそんな状況じゃないなといふことで、それは提案できていませんよ。やはりそういう痛みも含めて、今はまずこの組織についてスリム化を町長がそうやって感じていただいているのであれば、そういう頭でっちな部長級のところをスリムにしていく、そして風通しをよくしていく、そのことを同時にやはり4月の初年度からやっていただくといふことをお願いしておきたいと思います。

ぜひ、3月の予算の中では管理職のことをきょうのまま提案することのないように、お願いしておきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）もう時間が押し迫っているところへ、すみません。

私も同じように考えています。アクションプログラムにないことを、700万円ですか、急に入れるのではなく慎重に、就学援助の問題を私ずっと言っていますが、この後の議題にも入っていますので、そういうところを削りながらこういう提案が出てくるというのは、いかななものかなと思っているところです。

それともう一つ、関連して一言申し上げたいんですが、さきの9月議会のときに、障がい者雇用枠のことで質問いたしました。そのときに、職員の働きやすい環境が整っているかといふところで、職員のほうから実は声が上がったんです、大変働きにくいんだと。そのケースが、土日だとか時間外のときに本館と北館に障がい者用トイレがないと。この障がい者トイレがないといふことは、それを利用する方はふれあいセンターか東館に行かなければ使えないんです。なのに、そういうときは、土日は閉館になって鍵が閉まっている場合は職員用の通用口を通るわけですが、通用口には段差があると。すると、出入りがしにくいと。大変困っている環境があるんだと。日ごろでも雨が降るとふれあいセンターに行くにしても、東館に行くについても、スロープはついていても屋根がないと。そういうところでぬれながら行かなければならない。

それは、職員が働きにくいという環境であれば、一般住民が来ても使いにくい環境であるといふことを認識していただきたいんです。職員がやっぱり快適に過ごせることは、住民が来て、バリアフリーとかいふ中で本館と北館に障がい者用トイレがないといふことが、どんなに住民にとってサ

一ビスができていないかというところにやっぱり視点を置いて、あのときの中西町政のときですが、トイレ改修のときになぜそこに気づかずにそれができなかったのかなと悔やまれる思いがあるんですが、その辺の改善を一日も早く対応していただきたいと思います。関連して申し述べておきます。返事が欲しいんですが。

議長（坂上巳生男君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）いろいろ言われたんですけども、職員の対応につきましては、確かにそういう実態があるというふうにはお聞きしました。そんな中で、通用口については車椅子が段差なく出入りできますので、確かに夜間7時になれば警備員が閉めに来ます。その辺は警備員とも調整をしまして、一定時間の延長、そこの出入りができるようにということはしました。

あと、雨の対応ですけども、一定所属の課長補佐なり課長がちょっと一応気を配るようにしまして、付き添いといいますか、雨にぬれるところは付き添ってぬれないようにという対応をさせていただきます。

本館、北館に多目的トイレがないということの改修が、3年、4年ぐらい前にしましたけれども、一定耐震の改修でございましたので、平米数をふやして、例えば建てかえとかそういうことであれば、もちろん多目的トイレの設置というのは考えましたけれども、今の現状での改修ということでございますので、今のトイレの広さを広げることは基本できませんでした。そんな中で、多目的トイレの平米数であるとかというのは決まっておりますので、一定物理的なものがございましたので、和式から洋式へというだけのものでございました。ちょっと幸いにも東館のほうでは1階、2階、3階には多目的トイレがございますので、そこへの誘導ということで一定人の介助も添えて対応していこうということでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）今回のことで、対応を今できるところでやっていただいているということはわかったんですが、エレベーターがあれば2階に上がって、2階から東館へ行くことは可能だったのかもしれないですね。でも、それもないわけですので、ぜひそれは検討課題に入れてほしいと思います。国保の保険料だとか、税のことだとか、土日・休日に相談窓口をあける日もつくってありますよね。そういったときに車椅子で来られる方が困ることが実際に起こるわけですね。その点きちんと対応できるように、一日も早くできるようにお願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、案件2、被災農業者向け経営体育成支援事業についての件を説明願います。奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）失礼します。

それでは、被災農業者向け経営体育成支援事業についてご説明申し上げます。

まず1番、趣旨でございますが、本年9月に上陸し大きな被害をもたらした台風第21号により被災された農業者の方が、農業経営を維持するために農産物の生産・加工に必要な施設の復旧や撤去に係る経費に対し支援するものでございます。

なお、本事業は市町村の上乗せ補助を条件といたしまして、国及び大阪府からそれぞれ補助金のほうが交付され、大阪府内で36団体が当該事業を実施し、また泉州地域におきましては全ての市町で事業を行うというものでございます。

次に、2、支援対象でございますが、施設の再建・修繕等については、農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕において、また、農業用機械及び生産した加工に必要な機械の取得・修繕が対象となるものでございまして、助成率が事業費の10分の9以内で、国が50%、府が20%、町が20%の割合でございます。

なお、園芸施設共済加入の状況により変動するものでございまして、共済未加入の場合は国の補助率が40%になるものでございます。

続きまして、施設等の撤去でございますが、被災された農産物の生産に必要な施設の解体、廃材処理等が対象となるものでございまして、定められた助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出した費用を比較し、いずれか低い額を助成するものでありまして、国が50%、府が25%、町が25%の割合となっているものでございます。また、支援対象者につきましては、町内で農業経営を行われている方で、平成30年台風第21号により被災した農業用施設、機械の復旧を行い、継続して営農される農業者が対象となるものでございます。

3、事業規模でございますが、大阪府からの事業要望調査の依頼を受け、町内の農業者の方約540人に対し、10月18日付を期限とした要望調査のほうを実施いたしました。その結果、67名から要望いただいたものでございます。事業費につきましては、再建・修繕が2億8,603万8,000円、撤去が1,096万7,550円で、合計2億9,700万5,550円でございます。そのうち本町の負担が再建・修繕で事業費20%の5,720万7,600円、撤去が事業費の25%の276万4,665円の計5,997万2,265円が要望額ベースの町負担となっております。

なお、町負担分につきましては、負担額の70%、撤去に係るものについては80%が特別交付税により措置されるとのことでございます。また、この事業額に基づき示される割り当て内示額が本町の事業費の上限額となるものでございます。

最後に、4、スケジュールでございます。当該事業の関係予算を12月議会で補正予算として計上させていただくものでございます。歳入については、表の国・府の合計額に附帯事務費に対する補助金を加えた2億849万9,000円を、歳出については、農業者に対する補助金として表の国・府・町の合計額に附帯事務費を加えた2億6,854万3,000円のほうを予定してございます。また、来年1月以降より、対象農業者から補助金の申請に係る受け付けを行う予定でございます。

なお、来週28日には要望いただいた方を対象とした説明会を開催する予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。

質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）台風によってビニールハウスだとか、とても被害を受けていて大変だなということで、農業者の方から町に早く補助をつくってほしいと、上乘せ補助が国のほうから行われるようになったので、町のほうで補助をしてほしいということで、要望も何人かもお聞きしたんですけれども、実現できてよかったなと思っております。

540名の方に調査した中で、67名の方が調査で希望が出てきているのですが、これというのは、わからないんですけれど、罹災証明書とかそういうものが必要なんでしょうか。手続については、もう仕事をせなあかんのでもうビニールハウスを撤去して植えてはるところもあるんです。そのことの対応をお願いします。説明をお願いします。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）実際に補助金のほう交付するに当たりましては、当然被災証明等が必要になってくるということでございます。また、被災されたときの写真であるとか、あるいはいわゆるそういう施設の再建に要した費用の領収書でありますとか、そういったものが必要になってくるものでございまして、そういったものも含めて今後説明会等により、ご案内のほうさせていただくというようなことで考えておるところでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

これについては、あくまでも農業者ですよ。趣味でやってはる、いろんなつくってはる人もたくさんいてはるんやけれど、それについてはないということですね。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）おっしゃいますとおり、あくまでも農業をされている方になりますので、農業経営されている方が条件になりますので、どういう定義にするのかというのは、今後の議論、検討課題にはなってくるんですが、他市の市町とかを見ておきますと、例えば出荷の証明でありますとか、そういったものを補助金の提出に合わせて求めているといったような状況がございますので、そういったことを参考にしながら農業者の方の定義づけというものをしていきたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）現状がどうなのか、どういったものがいいのか、ちょっとやっていないものではかり知れないのですが、必要などころにはきちんとできるようにお願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口均君）ちょっと参考までにお聞きしたいんですけども、町内の農地を町外の方がやっている場合も対象になるわけですね。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）今回は国が示している質疑等を見ていますと、いわゆる属地主義ということになりますので、熊取町内に農地をお持ちで今回被災されて引き続き再建して継続してされる方というのが、いわゆる熊取町に申請していただくというのが大原則になっておるといったところでございます。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口均君）そしたら、純粹に熊取町内の人と町外の人は何割ぐらいの割合でこの金額は出てきているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）すみません、今手元にちょっと詳細のやつがあるんですけども、67名の方のうち3、4名の方が町外の方というふうに確認しておるところでございます。残りが町内の方です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口均君）ちょっと数字でつかむのが難しいかもしれないんですけど、この災害を機に農業をやめたというふうな、そういう人の数というのはつかめているのでしょうか。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）すみません、正直我々のほうもそういった数字というのはつかんでおらないんですけども、今回確かにこういった制度がある前に、被災されて、もうちょっと要は年齢等も踏まえて復旧するのはなかなか難しいかなというふうな声はいただいていたんですが、こういったところでまた新たに継続してもらえるものというふうに考えておるところでございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑は。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって被災農業者向け経営体育成支援事業についての件を終了いたします。

次に、案件3、ブルーベリー農園管理運営支援事業についての件を説明願います。奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）それでは、ブルーベリー農園管理運営支援事業につきまして、ご説明申し上げます。

まず、趣旨でございますが、本町の野外活動ふれあい広場の隣接地において、ブルーベリー農園のほうを開設し、その農園を管理運営する方に対して必要な経費を補助金として交付することによりまして、野外活動ふれあい広場周辺の交流人口の増加及びにぎわいを創出し、地域の活性化を図るものでございます。

なお、ブルーベリーの選定につきましては、イチゴやミカンが近隣の農園において大勢を占める

中、本格的にブルーベリー農園を行っているところは大阪府内においてもわずかでございますので、そういった希少性という点、また今回の取り組みにつきまして、町内の農家の方が実際ブルーベリー栽培を行っておられる方がブルーベリー栽培に係るアドバイスや苗木の調達等においてもご協力いただけるということでございますので、このような点も踏まえましてブルーベリーにしたものでございます。

次に、2、農園の概要でございますが、場所につきましては、裏面の図面でお示しのとおり、野外活動ふれあい広場の正面横の1,061平方メートルの土地でございまして、その土地をブルーベリー農園としまして120本のブルーベリーの苗木を植える予定でございます。

3、事業の実施主体につきましては、野外活動ふれあい広場の指定管理者であります特定非営利活動法人グリーンパーク熊取が実施主体となりまして、野外活動ふれあい広場と一体的な利活用を図っていきたいというふうに考えてございます。

4、ブルーベリー農園の整備運営に係る支援につきましては、農園の整備、維持管理に必要な経費を、策定予定であります果樹農園支援事業補助金交付要綱（案）に基づきまして、費用の全額、対象経費の10分の10を補助するものでございまして、（1）農園整備に係る費用といたしまして、土壌の改良に係る費用や給排水工事、果実の防護柵、苗木、移植等といたしまして760万円を見込んでおり、12月補正に計上する予定でございます。

続きまして、（2）農園の維持管理に係る費用としましては、土地の賃借料、肥料代、光熱水費等により年間30万円程度を見込んでいるところでございます。ただし、初年度、31年度のみ労務費を加算する予定としているものでございます。

最後に、5、今後のスケジュールですが、先ほども申しましたとおり、12月補正予算において整備に係る費用760万円を補助金として交付する予算を計上させていただき予定でございます。年明けの1月からは特定非営利活動法人グリーンパーク熊取のほうでブルーベリー農園の整備のほうを行い、広報等による住民へのご案内を行った後、平成31年7月にブルーベリー農園を開園していただく予定となっております。

以上、説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）以上で説明を終わります。

質疑はございませんか。二見議員。

7番（二見裕子君）このブルーベリー農園なんですけれど、何かいきなり出てきた感がすごくありまして、どのように運営していくかというところの先が全然見えないんです。ブルーベリー農園、府内に幾つかあるとおっしゃいましたけれども、これが出た段階で私も府内にどこにあるのかなというのは見せていただいて、ブルーベリーの苗木120本とか、本数も決められていまして、あるんですけれど、これでいかに収穫して利益を上げて、町としてどのようにやっていくのかなというのが何もお示しがなく、ただグリーンパークにやっていただくみたいな形になっているんですけれど、その辺の詳しい内容というのはあるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）まず、取り組みでございますが、実施主体につきましては、先ほども申しましたとおり、グリーンパーク熊取のほうで実施していただくということでございます。

また、そこについてのサポートにつきましては、町内の農業をされている方でそういったブルーベリーの栽培に精通されている方が、いわゆるアドバイザーとして入っていただいて、本町のほうはそれをいわゆる総合的な調整と支援をさせていただくという枠組みでやっていくといったことで考えておるところでございます。

また、先ほどありましたとおり、大阪府内でどれぐらいの観光農園、ブルーベリーでやっているのかというところですが、高槻市のほうで何か本格的にブルーベリーの観光農園をやっているといったような情報はつかんでおるところでございまして、あと、和泉市とか岸和田市とかでいわゆるイチゴ農園をやりながらブルーベリーをやっているとか、そういったような情報はつかんでおるん

ですが、本格的にこの辺でやっておるといところは余りないという状況でございますので、そういったところの話題性でありますとか、希少価値とか、そういったところを含めてブルーベリーのほうをしていくといったところでございます。

最後に、収益性という話がありましたけれども、今回この事業を実施するに当たりまして、和歌山で同じぐらいの規模でやっておられる方に、ちょっとお話のほう聞きに行ったんですが、いわゆる収入といたしましては、農園の収入であるとか、あるいは出荷の収入であるとか、数十万円程度というところでございますけれども、我々が今回考えておるのは、野外活動の周辺を含めた、いわゆる地域の活性化ということで、あそこの交流人口の増加の一助になるといったところを主たる目的としてやっていくというところでございますので、いわゆる収益というところよりは、活性化という視点でやっていきたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）この費用ですよね。農園整備に係る760万円、10分の10出して、税金というか、使って出して、しかも収益のないものをするという、交流人口というんですか、を図っていくというのは書いてあるんですけども、にぎわいの創出と。ちょっと何か、うんと考えるところがあるんです。高槻市であったりとかやられているところは、このブルーベリーというのは夏が栽培なので、私はもしかして夏のにぎわいというんですか、永楽ゆめの森もあわせて熊取町に夏に来ていただくものの手だてとして考えてはるのかなとちょっと思ったんですけど、今お聞きするとそうでは少し……

（発言する者あり）

7番（二見裕子君）え、そうですか。なのであれば、ブルーベリー120本で、じゃ、どれだけとれるんやということももうちょっと見ていただきたいなど。高槻市とかは、やっぱり何千本されていますし、ホームページ見る限りですけども、見たら、どんなふうに木を植えていくかということもこれからだと思うんですけども、車椅子の方が来ても収穫できるようなものになってあたりとか、地植えでなくちょっと大きな鉢植えが並んであって、そこを車椅子で通ってというふうなのもあったので、何か本当に漠然とし過ぎているこの支援事業だなというふうに、これを見させていただく限りは思ったので、するのであればもう少し詳しく、どれぐらいの人が呼び込めるのかとか、また、やっぱりやる限りは幾らかの収益というんですか、それが熊取ブランドになるぐらいの、よそはブルーベリーでもって残ったものをジャムにしたりとか、シャーベットにしたりとか、後々の販売も考えておられたりとかするので、1本当たり考えたらすごいお金をかけて、どれだけの効果が出るのかなというのがすごく疑問だと思うんですけども、いかがですか。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）すみません、まず、どれぐらいの人数かという話でございますが、先ほど私も申しましたとおり、ちょうど和歌山で同じ規模のブルーベリー農園をやっておられる方の話を聞きますと、大体シーズンで200人ぐらいということでございます。先ほど議員がおっしゃられたとおり、やはり夏場が収穫時期でメインになってくるというところでございますので、当然野外活動ふれあい広場を含めた、いわゆる夏休みとか夏場の集客の一つになるといったところで考えておるところでございます。

収益性というところの部分ですけども、やはりそれだけではないということでは申ししたんですけども、やはり年間で大体40万円ぐらいの収入があると。それはあくまでも一つの例ですけども、あるというふうに聞いてございますので、今後そういったところを、いわゆる維持管理に係る補助金に充てていくとか、そういったところをしながら運営のほう図ってまいりたいというふうに考えてございます。

あとの最後の展開、ジャムとかというような話もあったかと思うんですが、当然グリーンパークのほうにおきましては、いわゆる収穫されたものを今度加工するようなどころということまで思いとして持ってくださいとおるといのは確認はしておるんですが、まずは、今回お示しさせても

らったのは、7月の開園に向けての取り組みというところと、当座の維持管理というところですので、今後そういったところも見据えながらこの農園の運営のほうしていきたいというふうに考えてございます。

議長（坂上巳生男君）二見議員。

7番（二見裕子君）失敗とかを考えたら120本ぐらいで思っているのかもしれないんですけど、もう少しそれだったら本数ふやすとか、もうちょっと打って出るようなものにしていただくほうが、せっかくこの760万円全て10分の10でお金をかけて、土地の改良をしないとブルーベリーの農園はできないというふうに聞いていますので、すごくもったいないなというふうに思いますので、もう少し内容も詳しく詰めたものをお示ししていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願い致します。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）すみません、120本、少ないというお話なんですけれども、今回いわゆる農地として考えておるのが、1,061平方メートル、大体1反程度の農地になってございますので、それを逆算して大体どれぐらいの本数でできるかというところで試算した結果として、今回のところであれば120本程度というところで設定しておるといったところでございます。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）グリーンパークにこれをお願いするということですが、グリーンパークには幾らお支払いをされる予定なんですか。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）まず整備に係る費用といたしまして、ここに記載しているとおり、今年度整備では760万円程度の整備費用を補助金として交付するというふうに考えてございます。年間のランニングコストといたしましては、大体年に30万円程度の維持管理経費というところで、31年度は若干労務費が入りますので、もうちょっと、70万円か80万円ぐらいの金額になってくるんですが、それぐらいの金額を補助金としてグリーンパークのほうに交付するといったところで考えておるところでございます。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）これは、先ほど二見議員が指摘されたように、最初760万円を丸々投資して、後は一切収益は上がらない、維持するのが精いっぱい、いっぱいいっぱいという状況の事業になりますよね。二見議員が言われたように、これをどうやって熊取町にプラスの効果が出るのかというところがやっぱり見えてこない、この事業は町長の趣味で800万円放り捨てて、後はブルーベリーの木から実がとれるかどうかしらんけれど、適当に見とってくれというような事業にしか見えませんよね。

だから、今800万円捨てる価値がある事業にするというためには、このブルーベリーを使ってどうするのかということが見えないと、今のこの800万円は無駄な捨て金だと思いますけれど、その辺がわかるように、二見議員の指摘のように、ぜひそれがわかるようにしていただきたいと思いません。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）ちょっと訂正をしてほしいなと思います。私の趣味と言われましたので、趣味に近いものがありますけれども、熊取ブランドの創出という言葉があるんですけども、民間でいろいろと農作物、養蜂農家なんか熊取町で活躍していただいているんですけども、そのブランド創出という一環で、官が直接出ていきたいという面もあるんですけども、今度はNPO、グリーンパークをお願いして野活広場周辺をそういった楽しめる場所に持っていききたいなというふうな思いがございませぬ。

このブルーベリーにとどまることなく、野活広場を中心にゆめの森公園、歩いて10分ぐらいで行けるんですかね。そういったところの構想のもとに、まずは手始めとして、近辺にないブルーベリ

一を植栽しながら、小さい子どもたちにも遊んでいただける、楽しく過ごしていただける、その中で野活広場のまた利用者数もふやしていきたいと。行く行くはブルーベリー、いろんな形があると思いますけれども、またジャムに加工しながらそういったところで収益を図れるような、そういった仕組みをこしらえていきたいというふうに思います。

ひいては交流人口をふやす中で熊取町に来ていただく、少しでもお金を落としていただく中で、業者なりが少し潤えば、楽しい熊取町で楽しく過ごす、そういった人に熊取町を改めて見直してもらえたらありがたいなという思いで進めたいというふうに思っております。ブルーベリーにとどまるということではありませんので、あの辺一带をもっとさらに楽しんでもらえる地域にしたいというふうな一環でございます。どうかご理解のほどをよろしく願いいたします。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） すみません、これ、もう本当に降って湧いた話で全然何のあれもなくして私もびっくりしたんですけれども、地方創生戦略がありましたよね。その中の一つの事業でもないということですよ。何かその事業であるならば、その原資というものは地方創生戦略のほうから措置されるということはないんですか。

議長（坂上巳生男君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 地方創生の位置づけ、当然交付金等活用できるのであれば、その一環ということではございます。推進交付金については年3回の申請の余地がありまして、本来であればこのタイミングで3回目、年度内の執行のタイミングがあったんですけれども、確認するところ、今年度国はその3回目の募集をしないというちょっと情報が入りまして、事業推進に当たっては町の単費ということで現状は進んでおります。

議長（坂上巳生男君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） 企画部のほうといたしましては、当該事業につきまして、議員の皆様からしましたらぼっと出たような、そんなイメージがあらうかと思うんですが、実は企画部のほうとしましては、町長就任以来こういった熊取ブランド的な新たな創出ということで、例の熊取創生プロジェクトチーム、これらを通じまして何とか考えてほしいということで、いろいろと考えてまいりました。

紆余曲折してまいりまして、このたびちょうどいい土地がご提供いただけるということで、くしくも、ちょうど永楽ゆめの森公園をこれから中心に、熊取町の奥山雨山自然公園と位置づけるということとあわせて盛り上げていこうという中で、町長のほうとしましては、野外活動ふれあい広場、あちらとそれから永楽ゆめの森公園、そこをつなぐ一つの核として、何か一つのきっかけとして、このたびブルーベリーをあそこでやっていこうということで、じっくりとこの2年間余りかけてきて構築してきて、本日初めてでございますけれどもご提案させていただいたというところでございますので、十分に検討してきた成果物だというふうにご理解いただけたらというふうに思います。

議長（坂上巳生男君） 渡辺議員。

8番（渡辺豊子君） わかりました。

町長が立ち上げた創生プロジェクトの中でいろいろ検討されてきたと。その水面下で検討されてきているところが私たち議員は知らなかったもので、最初は永楽ダムのところでは何か養殖とか何か言うていましたよね。何かそれがこういう形になったということかと思うんですが、原資、地方創生戦略の交付金を活用できたら一番よかったかなというふうに思っておりますので、そのタイミング、国のほうがそういうのやっているときにしっかりとその情報もキャッチして、国のお金を使えるように、またその辺のところはしっかりとアンテナ張ってほしいなというふうに要望させていただきます。

今この土地につきましては、これは地権者、熊取町の土地ではないですよ。土地の賃借料というふうに、光熱水費といろいろ載っていますけれども、それが30万円毎年土地代としてその方にお払いするというところで、地権者もそのところは契約みたいなんをするわけですか。ちょっとその

辺のところを教えてください。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）議員ご指摘のとおり、今回、当然所有者につきましては、農地でございますので農家の方になってございます。その方のほうとグリーンパークのほうで、いわゆる利用権設定という、農地のやりとりで賃貸借の手法の一つなんですけれども、そういった手法によりまして要は借り上げるということで考えておるところでございます。

金額につきましては、もっと少額といいますか、いわゆる農地を借りるということですので、そういったほかの事例等を参考に、もうちょっと少額のほうで貸していただけるというような流れになったといったところでございます。

議長（坂上巳生男君）渡辺議員。

8番（渡辺豊子君）わかりました。その契約は、そしたら事業主体がグリーンパークなので、そこと地権者と契約ということですね。わかりました。

そしたら、今の収益等にありましたが、その収益はグリーンパークがいただくということなんですか。どういうふうに、野外活動ふれあい広場と同じようにいろいろ事業をやる中で、指定管でやっておりますので、あれも指定管期限ありましたよね、5年間やから。その辺の関連とちょっと収益を上げたところの分をどうするのかということと、ブルーベリーに来られた方から入園料というんですか、そういうので別枠でいただくのかとか、その辺のところも教えてください。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）ご指摘のとおり、今回実施主体につきましてはグリーンパークのほうになりますので、グリーンパークのほうがいわゆる入園料のほうを徴収するといった形になってございます。この取り組みにつきましては、町のほうが維持管理経費も含めて補助金として交付するというたてつけで考えておりますので、そういった入園料等を含めた収入につきましては、いわゆる補助金のほうから必要分については減額した上で対応していきたいというふうに考えてございます。

また、当然今回の目的は野外活動ふれあい広場を含めた周辺の活性化策というふうに考えておるんですが、指定管理につきましては今契約期間途中でございますので、一応それとは、枠組みとは別の補助事業というような形で今回は対応していくといったところと考えておるところでございます。

議長（坂上巳生男君）ほかに。江川議員。

13番（江川慶子君）二見議員も渡辺議員もお話したんですが、やっぱりこれ、いきなり感覚というのが感じるんです、同じように。それでちょうどよい土地があったからやるんだという話も経過の中でお話があったんですけど、やっぱりそれを聞けば、これを11月に議員全員協議会で説明して12月に補正予算を上げて、それでももうすぐにかかるという、その速さ、すばらしいのかもしれませんが、反対する気は特に持ってはいないんですが、やはり約800万円のお金がかかるという部分では、いろんなところで行革をしていて、私なんかずっと就学援助のことを申し上げているわけですが、そういうところを削ってここをふっと湧いたように出てくるというのが、ちょっと納得いけへんなと思うので、それは12月議会のときに、どういう態度をするかというのは、このことの後の審議の中でしっかり考えなあかんなと思っているところです。

やはり、この件もそうだし、先ほどの部長クラスの手当の件もそうだし、上がる分は何か説明が急に来るけれども、下げる分は何か住民のかかわるサービスのところがなかなか難しいという点では、この後の審議、議案になっているので、またそこでも話をしていきたいと思いますが、私の感想を述べておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかにございせんか。阪口議員。

4番（阪口均君）最初に二見議員が心配したように、損益をどう見るかですね。40万円ぐらいの収入が和歌山では確認されているということですけども、200人が来て、果たしてそんな金額を落としてくれるのかなという数字だけで見ると、1人2,000円落とすわけですから、そんなんで

ルーベリー狩りに来てくれるのかなというふうな心配があります。ですから、そこら辺をせめてこの40万円ぐらいの収入は得るようにして、ランニングコストはきちりと稼いでもらいたいという絵を確実に描いてほしいなど。それを我々に示してもらいたいということをお願いしたいのが一つです。

それと、熊取町の「くまとりやもん」、それをつくっていこうという町長の意気込みについては十分に理解をしますし、私もこれについては賛成したいなというふうに思いますけれども、ただ、町長も先ほどおっしゃったように、ブルーベリーだけでは恐らくどうしようもないでしょう。年間を埋めるような、冬でしたらイチゴから始まって、夏のブルーベリーに至るまでの期間も何かがあって、後はイチヂクがあって、ミカンがあってというような、そんなずっと1年間をやっぱり網羅しないと、それでジャムをつくって行って、ジャム工房みたいなをつくって、そちらのほうでももうかるような、場合によったら6次産業まで持っていくぐらいのそういう絵を描いてやっていかないと、非常にこれは難しいことかなというふうに思います。

でも、精いっぱいバックアップはさせてもらいたいと思いますので、頑張って収益ベース、損益ベースに乗るように努力していただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。坂上昌史議員。

5番（坂上昌史君）ほとんど皆さん言ったものと一緒なんですけれども、町長の言っている思いも理解しますし、それも必要なんだろうと思うんですけれども、今回のこのブルーベリー農園の運営支援事業について、これだけの資料で、はいそうですかみたいな感じで僕らよう返事しないと思うんです、みんな、この14人全員。

要はブルーベリー120本植えるから、760万円と30万円で790万円、今回出さなくちゃいけないんですけれども、その中で資料がこれだけやったら、やっぱり返事しづらいので、全体的な事業はどれぐらいあって、その中の手始めでブルーベリー植えますよ、最終的にはこうなっていくから最初これだけかかりますというような資料をつくって、12月に補正予算を上げてくるんやったらそれまでに説明していただかないと、町長の思いも理解するし応援したいけれども、賛成したいけれど、これじゃ賛成できないと思うので、もうちょっと詳しい資料と全体的な構想の説明をしていただきたいと思うんですけれども、その辺は12月補正予算上げる上で間に合いますか。

議長（坂上巳生男君）奥村産業振興課長。

産業振興課長（奥村光男君）すみません、可能な限り要望に応えられますように、一応これから作業のほう進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）阪口議員。

4番（阪口均君）一つだけ、言いもれましたので、やはりこういったことを進めるについては、人というのが物すごく大事なことになります。グリーンパークということになっていきますけれども、この中にブルーベリーを育てる経験者があるのか、農業従事者がいるのか、そこら辺のことはわかりませんが、やっぱり情熱を持った人がこれに携わらないと前へ進みません。そこら辺をしっかりと人を見きわめてやっていただきたいと思います。10人、100人の頭数よりも1人の情熱やと思いますから、ぜひそこら辺はしっかりと押さえておいてください。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。矢野議員、手短にお願いします。

10番（矢野正憲君）地方創生で2年前からいろいろ考えておったというふうな形で、今回地方創生の補助金をもらうためには、ことしは3回目の補助の募集がなかったというふうな話が出ていましたけれども、やはり地方創生の補助を受けられるようなスケジュールで事業化するというふうなことが非常に大切やと僕は思います。

これ、支援事業だから100%、760万円は熊取町が出すわけですから、その辺は、来年の7月から

ブルーベリー農園の開園というふうな予定になっていますけれども、少し腰を据えて考えて、補助金がもらえるものをしっかりもらえるようなスケジュールで事業化するというふうなことを考えたほうが良いと思います。少し生煮えなんじゃないですか。その辺ちょっと伝えておきたいと思います。

議長（坂上巳生男君）今のは答弁必要ですか。よろしいですか。

ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

これをもってブルーベリー農園管理運営支援事業についての件を終了いたします。

会議の途中ですが、ただいまから3時50分まで休憩いたします。

（「15時38分」から「15時50分」まで休憩）

議長（坂上巳生男君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、案件4、熊取町立老人福祉センター指定管理者の候補者の選定結果についての件を説明願います。石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）それでは、熊取町立老人福祉センター指定管理者の候補者の選定結果についてご説明申し上げます。

資料のほうは、両面A4、3ページでございます。お手元の資料に従いましてご説明申し上げます。

老人福祉センターの管理運営につきましては、現行では公益社団法人シルバー人材センターが管理運営を行っていますが、指定期間がこの3月末に満了することから、老人福祉センター指定管理者選定委員会を立ち上げまして、指定管理者の選定手続を進めたものでございます。

なお、指定管理の期間は平成31年度から平成35年度の5年間でございます。

それでは、お手元の資料1ページ、1、応募団体ですが、公益社団法人熊取町シルバー人材センター1者でございました。

2の指定管理者の候補者の選定に係る経過をごらんください。

平成30年8月7日に第1回目の選定委員会を開催し、役員選出、現地の確認、募集要項及び採点基準等を審議いただいております。9月3日より指定管理者募集要項等の配布を行い、ホームページや9月号広報にも募集記事を掲載するとともに、9月28日に募集要項に関する説明会、現地説明会を開催いたしました。10月15日から22日まで応募書類の受け付けを行いました。11月2日に第2回の選定委員会を開催し、書類審査、プレゼンテーションの後、候補者の選考を行い、選定委員から町長に選考結果が報告され、候補者として承認されたところでございます。

3、指定管理者の候補者につきましては、現在の指定管理者であるシルバー人材センターでございます。

4、選定委員会委員構成でございますが、資料のとおり学識経験者、住民代表、町職員各2名の計6名で組織しております。

続きまして、2ページをごらんください。

5、選定方法につきましては、第2回選定委員会において1団体によるプレゼンテーションを実施した後、選定基準に基づき採点を行い、各委員の採点100点満点の合計得点600点満点を平均し、その平均点が60点以上である者が候補者となります。

選定基準につきましては、3ページの選定基準配点表をごらんください。老人福祉センター条例第7条、指定管理者の指定に要件が定められており、それに基づき、さらに詳細な選定ポイントを定めております。例えば管理運営に対する基本方針、安定した人員、財政基盤、サービス向上のための方策、効果的な取り組み、運営実績など各5点20項目の配点となっております。

2ページにお戻りください。

6、選考結果でございますが、公益社団法人熊取町シルバー人材センターが合計得点404点、委員6名の平均点が67.33点と選定基準を満たしていることから、候補者として選考いたしました。

参考といたしまして、7、シルバー人材センターの施設指定管理受託実績でございますが、現行の指定管理者として滞りなく事業を行っていただいております。

8、今後の予定でございますが、本日の議員全員協議会、そして12月の町議会定例会におきまして、指定管理者の指定についての議決を経て、指定管理者の指定の告示を行います。31年4月に協定書の締結を行い、管理運営の開始に至る予定でございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。

質疑はありませんか。二見議員。

7番（二見裕子君）すみません、この採点なんですけれど、6名の委員で採点されていて、全員の合計が404点、平均としたら67.33というふうになっているんですが、それぞれの委員は大体60点以上出されたというふうに考えていいんですか。極端に言えば、一人の方は40点出された方もいらっしゃるって、一人の方は80点とかという、そういう感じの方はいらっしゃるんですか。

議長（坂上巳生男君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）6名の得点ですけれども、最高点が77点、最低が59点ということですので、おおむね全て60点以上の得点ということでの平均になっております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これをもって熊取町立老人福祉センター指定管理者の候補者の選定結果についての件を終了いたします。

次に、案件5、民事調停についての件を説明願います。阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）それでは、民事調停についてご説明させていただきます。

まず、本件につきましては、昨年の12月14日の議員全員協議会におきまして、保育所用地の使用貸借契約について公社が本町に対しまして、有償化を求める民事調停を申し立てたことをご報告しました。その後、本年8月23日の議員全員協議会におきまして、その後の経過報告を行いますとともに、今後の方向性につきまして、契約の条項上拒否し続けることは困難であると判断しまして、有償化を受け入れた上で、より有利な条件で折り合いが図られるよう、民事調停を進めることが得策ではないかという町の考え方をお示しさせていただいたところでございます。

本日は、これまでの和解に向けた協議の結果を踏まえてのご説明とさせていただきます。

それでは、お手元の資料のほうをごらんください。

まず、本件の当事者につきましてでございますけれども、申立人につきましては大阪府住宅供給公社、相手方につきましては本町となっております。

続きまして、事案の概要につきまして整理をさせていただきます。

公社が本町内に所有する土地に関しまして、本町との間で昭和50年8月1日付で使用貸借契約を締結して以降、保育所用地、現アトム共同保育園用地の一部としまして、無償での使用を継続してきましたけれども、公社が、社会環境の変化また経営改善を理由に有償化する方針に転じまして、平成29年7月31日をもって無償での使用貸借契約を終了しまして、以降は有償化とする決定を行いました。

本町といたしましては、この決定を受け入れられず有償化に応じなかったことから、公社から本町に対しまして平成29年7月31日をもって、使用貸借契約終了そのものの通告を行うとともに、当該土地の有償化に応じなければ土地の明け渡しと、明け渡し済みまでの地代相当額の損害金の支

払いを求める民事調停が、平成29年11月24日付で申し立てられたものでございます。この申し立てを受けまして、これまで和解に向けた協議を行ってきました結果、平成30年、本年11月7日付で大阪地方裁判所から調停条項案が提示されたところでございます。

続きまして、裁判所から示された調停条項の内容につきまして、その概要をご説明させていただきます。項目の3番をごらんください。

なお、便宜上、資料につきましては、あえて元号表記を加えさせていただいておりますので、ご了承くださいませようお願いします。

まず、(1)でございますけれども、公社につきましては後記、資料の2ページのほうになるんですけれども、項目1の物件目録1の土地につきましてですけれども、こちら本件土地というものでございます。こちらにつきましては、平成35年、2023年3月31日まで本件土地をこれまでの原契約と同様の条件で、町が無償にて継続使用することを認めるものでございます。

(2)でございますけれども、公社は町に対して本件土地を次の条件で賃貸し、町はこれを賃借するものでございます。

なお、使用目的につきましては、先ほど申し上げました2ページ目の資料の物件目録2の部分、この土地の部分なんですけれども、こちらの2,124平方メートルにつきましては、アということで、保育所または認定こども園の事業の用に供すること。イとしましては、同じく2ページの物件目録3の土地の部分、資料の3ページで言いましたら土地の3、16平方メートルにつきましては、大阪府が設置します放射線モニタリングシステムの設置の用に供することとなっております。

次に、賃貸借期間につきましては、平成35年、2023年4月1日から50年間とする借地借家法第22条に基づく一般定期借地権設定契約を締結することとなっております。

地代、いわゆる本件土地の賃借料につきましてでございますけれども、次の方式によりまして算出することとなっております。

地代につきましては、年額といたしまして純賃料に直近の1月1日時点の公租公課額を加えて得た額としまして、原則として3年ごとに改定を行うものでございます。その純賃料の算定式につきましては、更地の価格に対しまして、契約減価として0.5を差し引いた割合を乗じまして、基礎価格を算定します。その基礎価格に期待利回りの数値を乗じて算出することとなっておりますが、期待利回りの数値につきましては、一個申し上げます、鑑定の際の数値を用いることとなりますので、今のところは決まっております。純賃料の算出方法につきましては、双方の合意によりまして、指定する1者、不動産鑑定事業者1者に公社が業務委託をしまして、遅くとも平成34年、2022年12月末までにその結論を得るものとなっております。その鑑定費用につきましては、双方の折半、1円未満の端数は公社の負担とすることと示されてございます。

なお、参考といたしましてですけれども、平成27年4月9日付で大阪府住宅供給公社が、平成27年2月末現在の状況でありますけれども、独自に鑑定した結果をもとに参考価格として提示がございました。その価格を参考に申し上げますと、譲渡価格、土地を購入する場合は当時の更地の鑑定価格をベースに計算されたとなっておりますけれども、当時は約8,000万円の更地鑑定額に対しまして、もし買うとしましたら4,160万円。賃貸借の場合におきましては、先ほどの計算式に当てはめまして、純賃料で年額65万2,800円という額が提示をされておった経過がございました。賃貸借の場合につきましては、年額の純賃料に公租公課額、固定資産税を合わせた額が町が公社に実際に支払う賃料という形になります。

次に、2ページのほうをごらんください。

こちらにつきましては、転借人についての規定でございます。3ページ目の図面とあわせて、またご確認ください。物件目録1の土地2,140平方メートルにつきましては、町が一旦一括して借り受けた上で、物件目録2の土地部分につきましては、保育所用地として社会福祉法人アトム共同福祉会に、そして物件目録3の土地部分につきましては、イの大阪府に対しまして、町がそれぞれに転貸する規定となっております。

次に、(3)につきましては、本件土地の有償化を受け入れるに当たりまして、町が公社に対しまして、本件土地と同等の価値を有する町の保有地が見つければ、土地の交換の申し出をすることができる規定となつてございまして、公社はこの申し出を受けたときは、交換につきまして誠実に協議することとなつてございます。

なお、交換の申し出につきましては、あくまで努力目標といたしましてですけれども、平成33年、2021年3月末までに行うよう規定されておりますけれども、努力目標であつてそれ以降であつても協議を可能とする内容となつてございます。

(4)につきましては、調停の費用についてでございますけれども、こちらは各自の負担とする旨と規定されてございます。これはお互いに相手方に請求しないという趣旨でございまして、本町の場合におきましては、代理人弁護士への委託費用のみ負担するという中身になってございます。

以上が調停条項案の裁判所から示された案の概要の説明でございますけれども、次に、項目4の他の自治体の状況につきましてご説明させていただきます。

まず、大阪府内で公社が所有する土地を保育所等用地として利用している自治体で、現段階で有償化に応じていないのは、本町のみとなつてございます。本町が先ほどの調停内容で和解した場合、当初公社が通告してきました平成29年7月末の無償貸借契約満了時から試算しまして、5年8カ月の猶予期間を確保することになり、関係する自治体の中では把握する上で最も長い猶予期間となるものでございます。

最後に、今後のスケジュール、予定についてでございます。

12月5日調停条項を議会に上程いたしまして、ご審議いただいた上、議会の最終日にご可決を賜りましたら、同じく12月26日に予定しております調停期日において調停が成立となる運びとなつてございます。

なお、最終の4ページ目なんですけれども、これまでの経過等について項目としてまとめておりますので、ご確認いただけたらと思っております。

以上で説明のほう終わらせていただきます。

議長(坂上巳生男君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。

質疑はありませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、私のほうからちょっと質問させていただきたいんですが、今回この調停ということでは話し合いがまとまったわけなんです、社会福祉法人アトム共同福祉会と大阪府が転借人ということで記載されているんですが、これまでアトムに対しては無償で貸与されていたかと思うんですが、町が公社に対してお金を支払うということになった場合に、アトムとの関係では賃借料が発生することになるのでしょうか。それと、大阪府との関係ではどうなりますか。阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君) 平成35年4月を目標としまして、今のところですけれども、まず、アトムに関しましてですが、今も現在は町の保有する土地とあわせて無償という形で、同じく平成35年3月末まで町有地の部分は無償契約というのを結んでございます。今回の和解調停の中におきまして、公社の部分のこの621-3の部分なんですけれども、こちらにつきましても目安というのが平成35年3月末までは無償期間、35年4月から有償化、町が有償貸与ということになるわけなんですけれども、こういった期間の区切り目のところで町として、大阪府も含めてなんですけれども、アトムや大阪府も含めて、有償化も含めた検討はしていかがるを得ないのかなというふうには考えてございますけれども、今のところ有償化にお願いすると決めたわけではございません。

議長(坂上巳生男君) わかりました。

ほか、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって民事調停についての件を終了いたします。

次に、案件6、熊取町立総合体育館等指定管理者の候補者の選定結果についての件を説明願います。立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）まず、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたします。資料1ページ、2の指定管理者の候補者選定に係る経過の10月22日となっておりますが、26日でございます。訂正よろしくをお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

それでは、熊取町立総合体育館等指定管理者の候補者の選定結果についてご説明申し上げます。

熊取町立総合体育館、熊取町立町民グラウンド及び熊取町立町民グラウンド内にあるテニスコートにつきましては、平成21年度に指定管理者制度を導入し、今回で3回目の指定管理者の候補者の選定になります。

現在、公益財団法人フィットネス21事業団が管理運営を行っていますが、平成30年度が最終年度になることから、指定管理者の候補者の選定を行ったものでございます。指定管理の期間は平成31年度から平成35年度の5年間でございます。

それでは、お手元の資料1ページをごらんください。

熊取町立総合体育館等の指定管理者の候補者につきましては、熊取町立総合体育館等指定管理者選定委員会の選考結果を踏まえ、下記のとおり決定しました。

まず、1番目の応募団体ですが、受け付け順に公益財団法人フィットネス21事業団、セントラルスポーツ株式会社、ゼット熊取町スポーツコモンズの3者からの応募がございました。

2番目の指定管理者の候補者選定に係る経過でございますが、選定委員会につきましては、これまで4回開催しました。第1回は5月28日に開催し、役員選出と募集要項の策定を行いました。第2回は8月31日に一次審査として書類審査を行い、第3回は9月11日に二次審査としてプレゼンテーションを実施しました。このプレゼンテーションを踏まえ、第4回を10月17日に開催し、候補者の採点、選考を行い、同日、選定委員会から選考結果が教育委員会に報告されたものです。同報告を踏まえ、11月5日には教育委員会定例会において指定管理者候補者の選定について、ご承認をいただいたところでございます。

3番目の指定管理者の候補者ですが、セントラルスポーツ株式会社が選定されたところでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

4、熊取町立総合体育館等指定管理者選定委員会における選考結果でございます。まず、(1)選定委員会委員の構成でございますが、資料の表に記載のとおり、選任区分ごとに学識経験者2名、利用者代表1名、町職員2名、計5名の委員から成っております。

(2)選定方法ですが、第2回選定委員会におきまして、応募資格、要件に不適合な申請者がないか書類審査を実施し、3者全てをプレゼンテーションの実施対象者として選定しました。第3回選定委員会におきまして3者によるプレゼンテーションを開催し、審査を実施しました。プレゼンテーションの内容としましては、申請者による説明が20分、質疑30分、計50分の審査を行いました。第4回選定委員会におきまして選定基準に基づき採点を行い、各委員の採点110点満点の合計得点550点満点が最高得点の者を指定管理者の候補者とし、2番目の者を次点者として選定しました。

(3)採点結果でございます。セントラルスポーツ株式会社が402点で候補者に、公益財団法人フィットネス21事業団が381点で次点者に選定されました。ゼット熊取町スポーツコモンズは364点でございました。

5、今後の予定でございますが、この12月の町議会定例会で指定管理者の指定について議決を経て、指定管理者の指定の告示を行う予定でございます。その後、平成31年4月には、協定書の締結を行い、当該指定管理者による管理運営を開始するという流れになっております。

3ページをごらんください。

こちらは、今回指定管理者の選定を行う際に用いました指定管理者選定基準でございます。これは、大阪府における指定管理者制度の導入及び運用についてとして示されている基準に準拠してお

り、当該選定基準に沿って各選定委員が採点を行いました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。

質疑はありませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっとこの結果を見て、公益財団法人フィットネス21事業団には10年もお世話になったということで、こういう結果が出たのにちょっと驚いているんですけども、これ、判定について11月5日の教育委員会ではどんな意見が出たのかお聞かせ願いたいのと、それと、採点結果、402点、381点、364点とあるんですが、点数のところ、3者の最低点と最高点の幅と、それとどの辺が評価の中で違ったのか、お聞かせください。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）教育委員会定例会の中では質問はございませんでした。

それと、各団体の最高点と最低点についてですが、まず、セントラルスポーツ株式会社、最高点が89点、最低点が73点、フィットネス21事業団が最高点が83点、最低点が69点、ゼット熊取町スポーツ commons ですが、最高点が75点、最低点が66点でございます。

それと、評価の部分ですが、セントラルスポーツ株式会社につきましては、施設利用の促進について期待が持てる点を高く評価するとの意見がございました。具体的に申しますと、町との協力で実施する熊取スポーツフェスタの開催、町内の小・中学校を対象にした水上運動会や記録会の開催、また、熊取町内でランニングツアーを開催し、町外のセントラルスポーツの会員を対象に、町内の例えば史跡とか名所を回って観光などに結びつける取り組みが評価されました。

また、今回募集要項におきまして、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、熊取町のスポーツ等の活動が活発になるようにという文章を追加しております。そこで、セントラルスポーツ株式会社につきましては、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたイベントを開催し、町民のスポーツへの関心を高めるため、オリンピック、パラリンピックの招聘、パラリンピックにつきましては、ペタンクに似た競技のボッチャの普及、車椅子団体との連携ということが評価されたというふうに考えております。ほかにも、乳幼児のための授乳室の設置であるとか、外国人の方につきましては英語版の利用案内のパンフレット、そういった提案もございました。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

大手の東京都の株式会社であるので、一定の会員とかのメンバーもお持ちですし、そういうところではかなりプレゼンテーションでもアピール度が高かったのかなというふうに感じました。今のお話を聞くと、それで10年間の実績の評価というのは、ここには出てこないのかなというふうに感じたんですが、それはいかがですか。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）フィットネス21事業団につきましては、今までの実績については確かに評価はされております。ただ、やはり新しい提案というものがやっぱりなかったということで、その辺がセントラルスポーツ株式会社との違いとしてちょっと出てきたというふうになっております。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）こういうふうなことになるんですよね、指定管理の場合は。そのときに判断するというので。この選定結果について物を申すわけではないんですけども、10年間お世話になったフィットネスのところの職員は一体どうなるんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）職員の方につきましては、セントラルスポーツ株式会社につきましては、今働いておられる方については面接等を行いまして、引き続き雇用したいと。やっぱり地元を

優先にして雇用したいというふうなことは提案されております。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

そういう配慮もしているということですね。はい、理解しました。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。佐古議員。

11番（佐古員規君）江川議員が大体聞いていただいたんですけども、せっかく今までお世話になった方というか、その事業団からかわるということで、残念な反面、新しい提案でいろんなことができるということの大きな期待もでございます。ですから、そういったところに大変期待していきたいなと思います。

こちらのセントラルスポーツ株式会社は、近隣には泉佐野市の健康センターが指定管理になっていたかと思えます。ですから、そういったところの連携も何かとれたりするのかなという期待もあるのかなと思えます。ですので、まず一つは、今言われたように、人員は引き続き雇用したいということなんですけれど、この人員の数というのは、その会社にもよるのかもしれませんが、ほぼほぼ変わらないと思っていてよろしいんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）人員につきましては、今のフィットネス21事業団とほぼ変わりません。

議長（坂上巳生男君）佐古議員。

11番（佐古員規君）先ほど泉佐野市の健康センターも指定管理にあるということで、そちらとの連携で何かそういった提案というのもあったんでしょうか。

議長（坂上巳生男君）立石生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（立石則也君）提案書の中で泉佐野市の体育館、それと増進センターのほうと2つ指定管理者をやっておりますので、そことの連携というものが提案書の中にも示されております。

以上でございます。

非常時に何かあった場合は、すぐ連携できるというふうなことです。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これをもって熊取町立総合体育館等指定管理者の候補者の選定結果についての件を終了いたします。

次に、案件7、就学援助制度の認定基準の見直し等についての件を説明願います。松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）それでは、就学援助制度の認定基準の見直し等についてご説明をいたします。

まず、1番の今回の就学援助制度の認定基準を見直すに当たっての背景、考え方でございます。市町村が担う準要保護世帯に係る就学援助制度につきましては、学校教育法第19条に基づきまして、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し支援するものであり、本来的にはこの趣旨に沿って、真に援助が必要な世帯に支給するための認定基準であることが、学校教育法において期待されているところでございます。

しかしながら、現行の認定基準は標準的なモデルケースの場合、本町では総所得金額が370万円、収入額に置きかえますと530万円までの範囲で認定可能な基準となっており、現状では必ずしも経済的理由により就学困難世帯とは言いがたい世帯まで対象になっているものと考えられます。また、近隣市町との比較においても、一定のモデルケースの比較では、下の表に示すように、本町は際立った基準設定となっているところでございます。

この表について説明をいたします。

本表は、岸和田市以南の市町における平成30年度の認定基準額を整理しております。

なお、市町ごとの相対的な比較ができるように、モデルケース、具体的には父40歳、母35歳、子14歳、子9歳の4人世帯での認定基準額を比較するものでございます。

設定条件の中の生保基準の欄に、旧及び新の表記をしております。旧につきましては、平成25年に生活保護基準が改正され基準の引き下げがなされましたが、その引き下げ前の基準を示しております。新につきましては、平成30年9月時点の生活保護基準を示しております。今回、国においては平成30年10月から3年間をかけて段階的に生活保護基準を改定し、この期間で約5%の引き下げを行うこととしておりますが、この改正前の基準を示しております。

次に、認定基準額については、社会保険料控除前の所得で、借家と持ち家の別で金額を記載しております。なお、本町の現行の認定方法では社会保険料控除後の所得金額と認定基準額とを比較して、認定、不認定を判定することとしておりますが、他の市町では社会保険料控除前の所得金額で認定、不認定の判定をしておりますので、他の市町と比較できるよう、本町の認定基準は社会保険料控除を70万円として、この金額の控除前の金額としております。

近隣市町の状況でございますが、この表をごらんいただきますと、設定条件や認定基準額の設定方法は、各市町によって違いがございますが、新基準を採用しているのは岸和田市、貝塚市、泉佐野市、阪南市の4団体でございまして、旧基準を採用しているのは本町を含め泉南市、田尻町、岬町の同じく4団体でございます。この基準額に掛け合わせる係数につきましても生活保護基準に準じるという趣旨から、各市町で同水準である1.0や1割増である1.1など、独自の設定をしており、泉佐野市の1.5や貝塚市の1.2を除き、1.0から1.1の範囲での設定となっております。

そのほか、認定基準額において借家と持ち家で同額としている団体が本町を含めて4団体、借家と持ち家で認定基準に差がある団体が岸和田市を初め、ごらんの4団体となっております。現行の本町の認定基準については、モデルケースの場合で社会保険料控除前所得として370万円となっており、他の市町との相対的な比較では際立って高い認定基準額となっているものと考えます。

次に、今回の認定基準の見直しにつきましては、本町の厳しい財政状況を踏まえ、平成30年度から持続可能な行財政運営の実現に向けて、住民、議会、行政が一丸となって断行することとした熊取町第3次行財政構造改革プランの具体的な改革項目とし、同アクションプログラムに準要保護就学援助費の見直しとして位置づけをしているところでございます。

そして、こうした見直しに取り組むことにより、一方では、教育分野においてスクールソーシャルワーカーや外国人英語指導助手の増員、またパソコン整備を初めとする学校ICT環境の改善、整備を進めるなど、教育環境の充実を積極的に推進しております。また、学校施設の面では小・中学校の普通教室、特別教室へのエアコン設置や、本年度から計画的に進めるトイレの洋式化改修など、施設面での充実にも努めるなど、教育のまちの実現に向けて取り組んでいるところであり、今後も邁進をしていきたいと存じます。

このように、本件の背景や考え方をもとに、今回の認定基準の見直しを行うものでございます。

裏面をごらんください。

見直しの概要でございます。これまでも議員の皆様に対し、適時適切に情報提供をさせていただいてきたとおり、資料の示す表のとおりに見直したいと考えております。表には認定基準額の算出方法の現行と見直し後の比較を載せております。

まず、表の下に記載している旧基準については平成25年の生活保護基準改正、いわゆる引き下げ前の基準額で、新基準は平成30年9月時点の生活保護基準額でございます。また、基準額に掛け合わせる係数については、一定の幅を持たせるなど、各団体が独自に設定しているものですが、本町といたしましては、主たる条件である生活扶助基準につきましては、現行が旧基準に1.1を掛け合わせていますが、見直し後は新基準に1.3を掛け合わせた金額といたします。また、教育扶助及び住宅扶助につきましても、もととなる金額は現行どおりの設定とし、これに掛け合わせる係数を

1.1から1.3へ見直します。

これらの見直しを行うことにより、先ほど説明いたしました4人家族でのモデルケースで比較した場合、現行の認定基準額の場合、所得額で370万円、収入額に置きかえますと約530万円の世帯まで認定していたものを、見直し後は所得額で約318万円、収入額で466万円まで認定できることとなります。

次に、（その他、加算等の継続・追加）でございますが、生活保護制度上の加算額として、障がい者加算及びひとり親加算がありますが、障がい者加算については現行と同額を認定基準額に加算することとします。これに加えて、ひとり親家庭に対するひとり親加算については、現行は認定基準額に加算はしておりませんが、見直し後は新たに生活保護基準額と同額を加算することとし、ひとり親家庭にとってはより広く認定できるようにいたします。また、当該年度に入ってから、著しく所得が減少した世帯に対しては、一定の基準のもとで所得判定を行う仕組みとしたいと考えております。

以上が今回の見直しの概要でございますが、見直し後の認定基準額はさらに法の趣旨に則したものとなり、また他方では、これまでの経緯等を踏まえ、近隣市町との相対的な比較においても、なおも広く認定できる水準が維持されるものでございます。

次に、見直しの適用ですが、平成30年度内に支給予定の平成31年4月入学の児童・生徒に対する新入学学用品費の支給分からいたします。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今月、11月に認定基準を決定し、12月には町ホームページに、来年1月には広報紙に今回の認定基準の見直しの内容を掲載し、幅広く周知を図りたいと考えております。さらに、来年1月中に、来年4月に小学校及び中学校に入学する児童・生徒のいる世帯を対象に、新入学学用品費入学前支給分のご案内及び申請書の配布を行いたいと考えております。2月から3月にかけては提出された申請書の審査を行い、認定者への支払いを行いたいと考えております。

なお、3ページには、本町の就学援助費の支給対象者数や事業費の状況に関する参考資料として、平成22年度から平成29年度までの就学援助費の認定率及び決算額の一覧表を掲載しております。

以上、就学援助費の認定基準についての見直しについて説明をさせていただきましたが、今後でもできる限りわかりやすい制度案内を行いたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。

質疑はありませんか。重光議員。

2番（重光俊則君）わかりやすい説明をするということですが、非常にわかりにくいですね。熊取町のホームページで教育委員会が保護者の皆様へで出している額は、対象者は平成29年12月時点で287万円、控除後所得金額。世帯全員の控除後所得金額300万円ということが書いてあるわけです。どこにも、社会保障370万円というのは私たちへの説明ですけれど、それは全然書いていない。

ほかの自治体においても給与所得控除後の金額はホームページに出ています。それをわざと書いていない、熊取町は。社会保険料の控除後の額というのを熊取町は使っていて、この額を使っている自治体はほとんどないですよ、ホームページ見ても。わざわざこういうのを使うのと、今まで370万円だったということは、どこにもわからない。いわゆる社会保険料を70万円と想定したら370万円になりますよと。だけど、これは12月時点で世帯全員の控除、世帯全員の控除額は2つ記載されていますよね。287万円と300万円。こういうのでわかりやすい説明にはなっていないということ、一つはそこですね、それと色々な値を使い過ぎている。ほかの自治体と比べようがない。ホームページ見ても。

もう一つは、泉佐野市の新基準の値は、計算値は幾らなのか。泉佐野市は1.5倍で322万円、熊取町は新基準で1.3倍で318万円、4万円しか差がないですよ。1.5倍と1.3倍で318万円、4万円し

か差がないというのは、もともとの基準の額が違いますよね、計算基準の額が。そういうことを一切説明せずに、都合のよい数値だけを使って説明してある。

特に、前回の議員に対する説明のときは、もともと370万円という値と、30年6月の説明資料では、旧基準だったら300万円ですよと、新基準だったら318万円です。ほとんど変わらない説明資料を出しているんです。ところがよく見ると、その300万円というのは、社会保険料控除後の所得金額。新基準は社会保険料控除前の所得金額になっていますよね。わざわざこうやって現在の基準と新基準がほとんど変わらないということをわかるような数値を載せているんですよ。非常にこそくな説明資料だとしか言えないです。何で同じものを出さないんですか。こういうばらばらな資料をつくって、私たちにええかげんな説明して、6月はほとんど変わらないような額が出ているやんというので、今回は370万円を頭に出してきていると。それと、ほかの基準は、社会保険料控除額のような額は全然どこにも出ていない。それぞれのもとなる基準額はそれぞれどこにも書いていない。

こんな不親切な資料をつくって、住民にわかってください、わかりやすい説明をしますというのは、非常におかしいと思うんです。今私が言った資料を全部整理して説明してくださいよ。もう一回。わかりましたか。だから、そういう資料を整理して説明してくださいよ。

それから、各自治体、大阪府内の全ての自治体が幾ら、どうなっているんやということも細切れにしか出されていないですよ。岸和田市以南しかをちょろちょろっと、北のほうをちょろっと出しているときもありましたけれども、大阪府全体でどうなんやというのを全体にわからせて、その中で熊取町こうですよとやって、それでこれをこうしますというのが、説明するのが当たり前の話でしょう。そんなこともしないで、こういうこそくな手段の表ばかり、数値ばかり、わかりやすいような数値をして、いかにも熊取町は今まで高過ぎたんですよというようなことをやっていけば、本当にそうなのかなというような疑いをしますよ。

だから、こういうこそくなことじゃなくて、きちんと同じ基準値を使って、同じような計算をして説明してくださいよ。理解できません、でないと。まずそれについて、ちゃんとやっていただけますか。

議長（坂上巳生男君） 松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君） 就学援助制度の認定基準なんですけれども、今回岸和田市以南というところの中で比較検討、整理をしてきたわけなんですけれども、その中でも、熊取町だけが今まで社会保険料控除後の金額で認定基準と比べて認定、不認定を判定していたという経過があります。ほかの市町につきましては、社会保険料控除前の金額と認定基準額を比較して、認定、不認定を判定してきたという事情がありまして、今回、その中で熊取町の位置が大体どれぐらいなのかというところをお示しするのに、基準をあわせないといけないということで、大体認定基準の所得額でしたら社会保険料控除がおおむね70万円になるであろうということで、それを反映した形で給与所得控除前の所得として370万円という金額を設定して、ほかの市町と比較できるように設定したわけでございます。

何も隠そうとかいうことではなくて、できるだけ比較ができやすいようにと、我々も工夫してつくったつもりなんですけれども、ただ、もともとの設定が違うもんですから、なかなか理解がしがたいというのは否めないかなということは感じております。ただ、できるだけわかりやすいように整理はしていきたいと思っております。

それと、あと、泉佐野市と熊取町が1.3と1.5で4万円しか開きがないというところなんですけれども、泉佐野市と熊取町の認定基準額、生活保護基準額の積み上げ方法が違いまして、生活扶助は同じように積み上げているんですけれども、教育扶助も積み上げております。ただ、泉佐野市は住宅扶助の積み上げがないので、1.3とか1.5を掛ける前の数字が、同じ新しい基準を使っているんですけれども、もとなる数字が違うというところで違いますので、1.3、1.5を掛けた後の数字というのがそんなに開きがないという形になってきております。

あと、府内全体のレベルでございますが、これはまた整理をできるだけしたいというふうに考えます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）できるだけしたいということですが、もう12月になりますよね。今の状況で12月にホームページに載せるというようなことをおっしゃっていますけれども、それまでにきっちりと議員に説明してくださいよ。そういうきっちりと数値を使って。おかしいでしょう、このスケジュールによったら12月に町ホームページで記事を記載します。その前に、議員には全然わからない、いろんな数値を出してきている。その辺の説明をせずに町のホームページにこれを載せるというのは、おかしいでしょう。

今、11月20日ですけども、それまあ11月、12月にホームページに載せる前に、さっき言ったことをきっちりと基準値がそれぞれ幾らなのか、同じ基準でわかりやすいのは社会保険料、熊取町の370万円じゃなくて、熊取町だけがそれをやっているわけですから、ほかの自治体とわかるように、熊取町だけを別の自治体にあわせた数字で説明してくださいよ。熊取町にあわせてやるというのは、今までがそうやったからというのはわかりますけれども、今までのもほかの基準の自治体の基準にあわせたら幾らですとやって、初めて住民の方にわかってくださいということが出来るわけですから、まずそれをやってくださいよ。

それをやるのと、府内の全ての値が幾らなのか、今の支給額。それを早急にデータを整理して議員に説明していただけますか。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）さまざまご指摘ありがとうございます。資料のほうは早急に整理して各議員にご提示できるように努力したいと思います。

それと、今説明してきていることは、今唐突にお話しているところは一切なく、6月議会あるいは9月議会と、江川議員を初めご心配等いただき、それ以前であれば附帯決議等もいただいて、もう全ての議員のほうに関心を持っていただいて、ご心配いただいていることは重ねてお礼を申し上げたいことと、それは一方では、ずっとここ半年以上積み上げてきた中身で、今唐突にお伝えしている中身というのは、今のところは特に目立ってはいませんが、ただ、おっしゃるように住民の方にわかりやすくというのは、これはもうもとより附帯決議のほうにも書いていただいたとおりで、内容が決まれば、もう住民の方への周知等も準備はあらかじめしておいたところなんですけれど、ただ繰り返しになりますけれど、中身が決まらないとなかなか住民の方にもお示しできないところもございますので、まずは、重光議員初め議員各位に府下の状況であったりとか、もう少しまたわかりやすく説明したいなと思います。

特に、補足になりますけれども、例えば設定条件の旧基準、新基準の1.1とか1.2、特にこのあたりは非常にわかりにくいかなと。同じ旧基準で1.0掛けている、例えば田尻町と岬町が何で額になったら違うんやと、本当に素朴な疑問になります。これは先ほど課長のほうから説明させていただいたように、この考え方、主たる考えはこの2ページの見直し概要のところ、条件というのが書いておられるんですけども、基本的にはこの生活扶助のところだけ網をかけておるのは、数字を積み上げる主たる内容が生活扶助の部分でございまして、それ以外に各市町によって教育扶助分を足し込んだり、住宅扶助を足し込んだりと、例えば本町であれば住宅扶助というのは月額1万3,000円を足したりとか、住宅扶助がない自治体もございまして、結局足したりとかその部分で差が出てくるので、主たるところが旧基準の1.0で同じとかであったとしても、それはあくまで生活扶助のところを中心というふうに考えていただいたらいいかなと。もちろん教育扶助等にも率の変更はかかるんですけど、教育扶助が額が違っていたり、あるいは住宅扶助があったりなかったり、ただ泉佐野市とかはたしかこの住宅扶助の加算はなかったように記憶しておりますけれど、こういったところとか、もう少し工夫させていただきたいと思いますので、ご理解のほういただきました

いと思います。

以上です。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑は。江川議員。

13番（江川慶子君）本当に重光議員がおっしゃるとおり、もういろんな数字が出てきて、これを理解するのに混乱するように資料を出されているのかなと思うぐらいややこしいなということをいつも思っているんですが、これは国がやっている生活保護基準の級地区分、これが本当に根本にあって、ややこしくしているんやなということをおもうんです。これについては昔、昔というか数年前に意見書でも提案したことがあるんですが、町議会のほうで全会一致にならなくて残念な思いをしたんですけども、この設定条件、級地区分には余り振り回されなくていいと思うんです。住んでいる人の生活実態というのは、もうほとんど変わらないと思うんです。そういう中で認定基準額だけ見たら、私はいいと思っています。その中で、泉佐野市に住んでいたら、岸和田市に住んでいたら、熊取町に住んでいたら該当するのか、しないのか、そこを見たらいいんじゃないかなと。

そのときに、せっかく熊取町のよさ、この表のモデルケースでいけば、370万円までいけていた家族が、1人の子どものときもあれば2人の子どものときもあるんですけども、対象が外れることによって全て世帯にかかってくるわけですよ。教育費というのは、やはり公のところでは難しい部分は助けなければいけないと、そういうふうに書かれているわけですが、ここに書いてあるのは、総額所得が370万円であれば、必ずしも経済的理由による就学困難世帯とは言いがたい世帯まで対象となっていると、こういう表現なんですよ。これ本当にそんなかなというところをもう一度きちんと考えてほしいんです。

今、社会保険料とても高くなっています。いろんなものが高くなっている中で、10月からは消費税の話も出ています。そういう中で、この世帯は経済的には就学困難世帯ではないと言い切る、そのところ。今までは認めていたのに、今回から認めないという、それがちょっと納得いかないというのは、もうずっと申し上げているところです。この熊取町で何で岸和田市より下げなアカンのか。実態として、それは生活保護基準があるからそんなだという話なんだろうけれども、やはり現行のままやってほしいというはずとずっと言い続けていることなんです、ちょっとそれはもう変わりなくそうなんです、質問に入ります。

2ページのこの条件ですね、見直し概要。そもそもこの提案がされたのは、行革アクションプログラムで経費削減のためのものです。ですので、ここに出てくる現行と見直し後というのに対して、何人が子ども世帯対象で、効果額は幾らと見ているのか、そこ、まずお聞かせください。

議長（坂上巳生男君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）第3次行財政構造改革プランの中での効果額と人数ということですのでお答えします。人数で言いますと、これを見直すことによりまして、小学生で46人、中学生で27人の合計73人が影響人数というふうに見込んでおります。金額で言いますと、小学校費で317万9,000円、中学校費で289万8,000円ということで、合計607万7,000円というのが影響額ということで見込んでおります。

以上でございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

人数的に受けられたのに受けられない子どもたちが小学校で46名、中学校で27名、合計73名。金額が607万円程度の減額で効果が上がるということなんです、先ほどブルーベリーのこととか部長の手当のことを考えると、何でここ削るのというのが、またなおさら思いが込み上げてくるんです。ここは下がったらアカンやろうと。子育て支援で大事なところ。ここは熊取町で今まで続けてきたところやというところをまた言いたくなるんですが、この制度、教育委員会ではどのような話し合いになっているのか、その辺ご説明願えますか。

議長（坂上巳生男君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）いろいろご指摘をいただき、ありがとうございます。

ちょっとこの認定基準の、どんな世帯かというふうなことのご説明をまずさせていただきたいと思うんですけども、今現状いたしましては、所得額で370万円、給与所得控除前の金額で370万円、収入額は530万円ということなんですけれども、大体実際を目安としたら月収が月約35万円、それとボーナスが夏、冬各60万円というふうな世帯が対象になってくるといふふうに想定されます。その金額から言うと。これが見直し後になりますと、年間の所得が318万円ですので、これが収入に直しますと466万円になるんです。目安といたしましては、大体イメージですけども、月収が約月30万円、それと夏、冬のボーナスが各50万円の世帯が対象となるというレベルでございます。

その基準ですけども、このレベルの世帯をボーダーラインで設定しておりまして、ここを超える世帯については、申しわけないんですけども、今回対象から外れるというふうなレベルでございます。こういったレベルの世帯がということでご認識をいただきたいと思っております。

そんな中で、先ほども説明させていただいたんですけども、教育費全体の中でも、やはり現在エアコンの整備であったりとかトイレの整備、あとソフト面ではS S Wの整備とかやっていく中で、やはり適正化を図るところについては適正化を図って、財源を生み出していかなければいけないというふうな議論もあった中で……

（「9月議会の中ですか」の声あり）

学校教育課長（松浪敬一君）はい、一定見直しをしていかなければいけないというふうな考えの中で今回アクションプログラムにも位置づけし、こういった提案をさせていただいているというところでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）その話も何度か議会の中でやりとりあったことで聞いていることなんですけれども、教育委員会の中でこういう話が行われているのであれば、そういった議事録というか要旨というかが残っていますよね。

議長（坂上巳生男君）議事の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今、私申し上げましたのは、教育委員会事務局の中での検討の中身をお話しさせていただいたところでございまして、江川議員が言われているのは教育委員会の議論ということでございましたら、教育委員会に対しましては、今回当初予算の中でこれを盛り込んだ当初予算を上程させていただきまして、附帯決議等いただいたところなんですけれども、議会に上程する議案については、まず教育委員会でも説明しますので、今回就学援助費についてはこういった中身で見直しを行って、その内容で議会に対して予算上程をいたしますというふうな説明をしております。3月の定例教育委員会やったと思うんですけども、その場で説明はさせていただいたところでございます。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。

説明はしたと。質問はなかったということなんですかね、体育館と同じような感じで。実態はどうなんですか。

議長（坂上巳生男君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）議事録をちょっと今持っておりませんのであれなんですけれど、たしか議論はお聞きではなかったようには記憶しております。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）子どもたちにかかわることですので、慎重に考えていかなければいけないということで、ずっと意見を申し上げてきているんですが、この資料によりますと、11月に認定基準の決定ということで、先ほど重光議員からも、これは早過ぎるのではないかなと私も思うんですけども、

これ一体どこの機関で決定するんですか。教育委員会ですか。どこで基準の決定がされるのですか。議会ではないですね、11月ですから。

議長（坂上巳生男君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）認定の考え方を整理した上で、町が決定すると。町長の決裁で決定するというものでございます。

以上です。

議長（坂上巳生男君）江川議員。

13番（江川慶子君）わかりました。町長が決めることなんだと、最終的には。

重光議員が資料請求をしておりますので、私もそれを見て、やはりこのややこしい数字がいつぱい出てくる中で判断せなあかんなと思っているんですけども、資料提供して説明の場をもう一度設定していただくということは同じ思いでありますので、お願いしておきます。

議長（坂上巳生男君）ほかに質疑はございませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）言いたいことは江川議員と同じようなことなんですけれども、熊取町で利用者の割合というのは17.8%、上がってきているというのはよくわかるんです。だんだんと子育て大変になってきているということで、わかるんですよ。ほかの市町村と比べても、この17.8%というのは非常に高いほうではないんです。岸和田市なんか二十何%とか、ほかのところと比べれば、利用率というのは少ないというふうなことというのは、やはり周知がきちっとされていないということもあるのかなと思いますし、高い基準とおっしゃいますけれども、そこの方もどれだけ自分が対象者であるということをわかってしてはるかかどうかというのは、非常にこの数字というのがきちっと前年度に比べてこれだけの方は高いですよということであるのかもしれませんが、困難であるという基準というのは、かなりいろいろな家庭の事情というのがありますし、子どもが1人のところ、2人のところ、3人のところ、35万円で子ども3人教育するのと、それから30万円で3人子どもを教育していくといたら、絶対に違いますよね。

その辺を考えると、35万円で3人、4人教育してはるところが、ここで書かれているような就学困難世帯とは言いがたいというのは、やっぱりそれぞれの抱えていらっしゃる状況、それは老人を抱えているところも違ってきますし、その辺は、困難だと思うから、いいほうに考えれば、町としてあなたは困難やのにすごく簡単に教育できるのに応募してきているというふうに考えはるか、そこに老人が何人かいてはるかかといったら、絶対に35万円なんかでは無年金の方とかもいらっしゃいますから、その辺の条件なしでここで切りますというのは、非常に私は教育を大事にする熊取町としては、こういう言い方でされるというのは、非常に荒っぽいという感じがしてなりません。

今さっきも607万円ふえますというふうな感じでしたけれど、決算額という金額ありますよね、最後に。この金額というのは、これはもう全部町が負担しているというふうな感じで捉える金額なんです。その辺について教えていただけますか。

議長（坂上巳生男君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）何点かご質問いただきまして、まず、認定率の件が最初にあったかと思うんですけども、認定率につきましては、岸和田市以南の市町で数字があるんですけども、平均すると、小学生の場合で17.8%になっております。それと中学生の場合は19.7%ということで、熊取町の認定率が小学校で約17.8、中学校で18.2なんですけれども、ほぼ平均ぐらいの値かなというふうには考えております。

あと、先ほどのどれぐらいのレベルの人が認定の対象になるか、例えば世帯の中で高齢の方が何人いらっしゃるといった場合は、これぐらいの金額やったら非常に厳しいというお話がございましたが、やはりその世帯の中でそういった方がおられましたら、所得ではなくて需要費の積み上げのほうで計算されていきますので、その積み上げとそこご家庭の所得と比べての判断になりますので、それは一定そういった世帯の方がおられたら、それは需要費に反映して行って、一定そこは考慮されるという仕組みにもなっておりますので、どこかでやはりボーダーライン、線を引かなくて

はいけないということの中で、我々も判断しているところでございます。

最後、決算額ですね。これにつきましては、町で全て給付している金額でございます。

(「議長、今の発言でちょっとおかしいところがあるので」の声あり)

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) 今、熊取町の小学校の受給割合が小学校17.8、中学校18.17と言われましたよね。だから、府内の平均よりほぼ高いようなところにあるとおっしゃったけれど、これは、今の支給割合……

(「岸和田市以南との比較」の声あり)

2番(重光俊則君) 岸和田市以南との比較で、今おっしゃった熊取町は17.8、中学校18.17とおっしゃいましたよ。その数値は29年の話でしょう。今度新たに31年度この割合をやったら幾らになるんですか、その値は。

江川議員の質問は今の認定率、支給率が幾らか、どういう状況にあるかというのを聞いたわけで、新たな基準だったらどうなるかというのも含めて答えないと、今の基準で大阪府内の平均より高いとおっしゃったじゃないですか。

(「岸和田市以南の平均の」の声あり)

2番(重光俊則君) それは、29年度熊取町は17.8ですね。幾らになるんですか、31年度。これが幾らになるんですか。この値を言ってくれなきゃ、今の29年度の話をしているんじゃないんです。31年度がどうなるかが問題なんです。31年度幾らになるんですか。そして中学校は幾らになるんですか。29年の話してもしょうがないでしょう。幾らになるんですか。

議長(坂上巳生男君) 松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君) ちょっと認定率の計算はしていないんですけれども……

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) 人数が減ると言ったじゃないですか。

議長(坂上巳生男君) 松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君) 人数は減ります。

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) 支給人数は。そしたらわかるじゃないですか、大体。きっちりとした値は出ないとしても、人数が減るからその分は減るわけでしょう。割合としたら幾らになるか、概略幾らになると言えるじゃないですか。幾らですか、それは。

議長(坂上巳生男君) 松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君) ちょっと計算の時間いただいてよろしいですか。

議長(坂上巳生男君) ほかに質疑はございますか。計算の数値は後ほど、大丈夫ですか。松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君) また改めて計算して報告させていただきます。

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) 改めて今会議中にください。今の委員会終わるまでに。

議長(坂上巳生男君) ほかに質疑は。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) すみません、先ほどの数字の中で、認定額がモデルケースで318万円になったときに73人の対象者が減るということでしたけれども、それは何世帯というのはわかりませんか。世帯ではわからない、人数ですか。兄弟とかいてはるからわからないんですか。わかりますか。

議長(坂上巳生男君) 松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君) 元資料を確認したらわかるんですけれども、ちょっと今はその資料を持ち合わせておりませんので、それもまた、はい。

議長(坂上巳生男君) 渡辺議員。

8番(渡辺豊子君) わかりました。

先ほどからの説明で、生活保護基準掛ける係数というところについて、1.1とか1.3とかいうのはわからないんですけども、結局認定基準額が幾らかというところで見たとときに、最初の1ページのところでいただいた表では、泉佐野市が、借家であっても持ち家であっても322万円というところが認定基準額になっているんですね。この近隣で比べたら、持ち家も借家も含めて標準的、標準と言っていいか、まだ高い位置にあるわけですね。熊取町はこの見直しをすることによって泉佐野市よりも低くなるというところですね、この基準額だけ見たときに。

泉佐野市と同じレベルでやっぱりそれより下げるとは、泉佐野市を引き合いに出してきたらあかんでもわかりませんが、近隣でやっぱり見たときに熊取町がなぜその基準額を下げるのかなというところは、正直この数字だけ見てやっぱり思いますし、今回も結局73人の子どもたちが対象から外れるというところで、泉佐野市と同じ基準額でいったら何人、何人というのも減るのはあれなんですけれども、何かそういうところでもう少しやっぱりちょっと見直しを考えてもらいたいというのは説明を聞いていて思います。

今、熊取町が今回新基準の1.3にするというところですけども、318万円にするということは、旧基準で見たら旧基準の掛ける何になるのか、318万円というのは。ちょっとその辺も比べられない、だから旧基準の1.1が新基準の1.3になると言っても、上がったように見えるけれど、結局下がっているというところは、旧基準にしたら旧基準の何になっているのかなというのも思いますし、何かちょっとやっぱり熊取町の見直し案について、もう少し検討をしてほしいなというふうに思います。

議長（坂上巳生男君） 貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君） 種々ご助言あるいはご意見賜り、ありがとうございます。

おっしゃるとおりで、これはもう端的に極論にもなりますけれど、先ほど私も申し上げたように、田尻町と岬町同じ旧基準の1.0やのに額が違うやないかと。それは、教育扶助や住宅扶助のそれを採用しているか、していないかとか、あるいはその額がとかで、結局一番大事なところは認定基準額がじゃ幾らか、ここに焦点当てて、江川議員もおっしゃっていた、その一点でご議論あるは意見頂戴するのがわかりやすいかなと思います。

それと、先ほどこれは江川議員からも厳しいご指摘等もいただいておりますけれども、やはり生活の困難の基準とは、これはちょっと概念的なところが非常に難しいんですけど、そもそも生活の困難というものをどう見るか。このあたりが、非常に議員各位によっても考え方、捉え方も違うでしょうし、また、町としても今の行革の捉え方とか違うんですけども、ただ一点言えるのは、ここで法であくまでも準要保護に対するものというのは、やはり生活保護世帯に準ずると。準要保護ということなので、やはり基本のベースには生活保護の世帯と比較して準要保護というのはどう捉えるかというのは、こういったところが法の趣旨だと思います。ただ、法でそうであっても、実際にも今まで給付を受けている方とかは突然の話で、1割強の方あるいは世帯が影響を受けるというのは非常に重大なことだというふうに、これは町としては認識しております。

そういった意味で、附帯決議もいただいた分は重く受けとめて、6月議会等でも補正予算を採択いただいておりますところなんですけれども、今時点でとにかく次の展開にこの行革という視点ですけれども、判断をしていく今岐路に立っておるところでございます、基本にはやはり行革というもので平準的な、特に5市3町での比較なので、一つはこの5市3町、岸和田市から岬町の間でどうなのかという、そういう見方があるのかなと。

その中で、先ほどおっしゃられたように、岸和田市とどうや、あるいはお隣の泉佐野市と比べてどうやと、当然そういう見方も、先ほど渡辺議員おっしゃっていたように、今までは際立って大阪府内でもトップレベルを維持してきたのが、近隣、今は5市3町でもできる限りトップじゃなくてトップレベルを維持したいという考え方があるんですけど、このあたりは今の渡辺議員の意見もそうですし、実は重光議員も以前から同様のご指摘いただいて、例えば泉佐野市であったらどうやとか、その比較であったり、やはり今まで一番の給付をしていたのも事実ですので、それが

一気に下がるということは、住民の方はそれをどう受けとめられるか、ここは重く我々も慎重に判断すべきだと思っております。

そういう意味では、きょうの議員各位からのご指摘等、あるいはまた資料も改めて提供させていただいて、改めてまたご意見いただく中で、最終、町としても町長としても、最終判断させていただきたいと考えておりますので、また引き続きご意見を賜ればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）重光議員。

2番（重光俊則君）やはり一番重要なのは、渡辺議員が言われた周辺と比べてなぜ下げるんだということですね。何で泉佐野市より下げるんや、岸和田市より下げるんやと。そういうことですよ。泉佐野市は社会増が230人ぐらいですよ。熊取町は40人弱いくぐらいです。物すごい数の社会増になっているわけです、泉佐野市は。いろんな面で泉佐野市は福祉が充実しているというのが出ていて、その中でわざわざ泉佐野市よりよかったのに泉佐野市より下げる。ますます熊取町は金がなくてサービスが悪くなるんやなというイメージを植えつけるための施策を6月に出して、これはやっぱり住民に対して説得できないんじゃないんじゃないかということは十分考えてこられるのに、全く同じものを議員全員協議会に出されていると。

渡辺議員が言われた周辺自治体と比べてどうなんや、物すごい重要なことなんですよ。4万円違った、4万円ぐらいやったら辛抱せえじゃなくて、岸和田市とは数十万円違うわけです。家のことを考えたら。それを何で今の時期に泉佐野市より悪い施策をとるんやと。わざわざ熊取町は住みにくいまちなんやというイメージをPRするためにやるんかということなんです。

そこは、いろいろな意見伺いましたけれど、やっぱり考えたらこうでしたということになる、今までの熊取町はそうです。絶対変えない。もうそういう重要なことを変えないでどうするんですかということなんです。議員は納得できなくても住民はちゃんとわかってくれるわというようなことを、本当はそうなんですか。

だから、渡辺議員が言われた周辺自治体に比べてそこまで下げるのと、なぜ下げるの。下げるんやったら700万円が何でこれで必要なん。じゃ、あそこのブルーベリーやめたら一つはええやないですか。管理職手当も700万円やめたらこれは出るやないですかということになるじゃないですか。何でそれでブルーベリーとこれを比較するんですか。そういうところになってくるじゃないですか。それをやはりぜひ考えていただいて、何で渡辺議員言われた周辺自治体より下げなあかんのやというところは物すごい重要だと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（坂上巳生男君）貝口教育次長。

教育次長（貝口良夫君）重く受けとめたいとは考えておりますが、ただ、にぎわいづくりの施策も一方では重要なと考えております。実は今、渡辺議員からおっしゃっていただいたとおり、先ほど申し上げたように、重光議員からも種々ご助言あるいはご提言いただく中で、実は試算はしていないわけではございませんので、やはり泉佐野市並みとかしたら、具体的には5人程度、今、町が318万人というのが泉佐野市が322万ないし323万というような表現もしたりとか、切り上げ、切り捨てのほう関係で、泉佐野市並みにした場合、やはり5人程度はまたふえるとかいう、そういう試算もしたりとか、あるいは一方では、逆に、対象者を泉佐野市並みに1.1どころかということやって、なおかつ泉佐野市並みの給付、要はいただくお金のほうですけれども、そちらと、これは掛け算の掛け合わせ、あるいは給付対象の方に対してそれぞれに給付ということをしていけば、最終的には熊取町のほうがやっぱり800万円程度たくさん給付しているという、要はそういう意味では泉佐野市よりも幅は狭いんですけど、奥行きは広いというか、一旦給付を受けられれば、例えば新入学学用品費なんかでも4万円代で町はお支払いしていますけれども、泉佐野市ところはたしか1万円代とかでなっていたりとか、そういう意味じゃそういうところは。

ただ、それは給付の中身、町としてはできる限り本当に、先ほどの話になりますけれども、本来的に生活に困っている方には十分にやっていきたいというそういう考え方は基本にはございます。た

だ、そこと、先ほど来ご指摘いただいたように、どの程度でやはり、今まで町がトップで走ってきたものを近隣と比べてどの程度でおさめるかというのは、これはやはり議員各位の意見を尊重する中で、最終、町として判断してまいりたいと考えております。重ねてよろしくお願いたします。
議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これをもって就学援助制度の認定基準の見直し等についての件を終了いたします。

以上で本日の案件は終了いたしました。

その他、何かご報告等があれば承ります。道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）先ほどは貴重なご意見多数いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、その他といたしまして、平成30年人事院勧告への対応につきましてご報告いたします。お手元の1枚資料のほうをごらんください。

平成30年8月10日付で、人事院から国家公務員の給与に関する勧告が行われました。本町については、従前より国公準拠の観点のもと、人事院勧告に準じて給与制度を改定しておりまして、今回においても同様の対応を行うものでございます。

それでは、1番をごらんください。

1、民間給与との格差に基づく給与改定、平成30年度対応分でございます。その下に人事院が全国の民間事業所を調査した結果を記載させていただいております。月額給与で平成30年は民間企業が41万1,595円、国家公務員が41万940円となっております、国のほうが民間と比較してマイナス655円となっております。

続きまして、賞与、ボーナスですが、民間企業が4.46月、国家公務員が4.40月となっております。このことを受けまして、国のほうが民間と比較しマイナス0.06月となっている状況でございます。このことを受けまして、本町におきましては人事院勧告に準じた対応を行うものでございまして、改定内容といたしまして、その下のほうでございます。

①給料表の改定、平均0.2%の引き上げ改定でございます。②賞与、期末・勤勉手当でございますが、このうち勤勉手当のほうの支給月数の引き上げ、年4.40月から年4.45月とするものでございます。

その下、表になってございます。こちらは賞与の支給月数表でございまして、平成30年度の欄をごらんください。平成30年度の欄の右端、12月期につきまして、下線部分のとおり勤勉手当を現行0.90月から0.95月まで0.05月引き上げ、そして、その下の段、平成31年度以降の欄をごらんください。期末手当のところにも下線がございまして、人事院の調査では民間企業のほうでは6月と12月で支給月数の差がなくなっているということで、人事院勧告のほうでもございますが、6月と12月を同じ1.30月にならすような形で改正のほう行いまして、勤勉手当につきましては、30年度に0.05月引き上げた分を、おのおの6月と12月に半分ずつ0.025月ずつ引き上げるものでございます。

その下、2番の改正が必要となる条例は、一般職職員給与条例でございます。

3番の適用日につきましては、月例給与が平成30年4月1日から遡及して適用、賞与が平成30年12月1日から同じく遡及して適用でございます。遡及により生じる差額分の給与につきましては、平成30年12月27日支給予定とさせていただきたいと思っております。

なお、今回の人事院勧告に伴う条例改正及び必要な人件費の補正予算につきましては、この12月議会におきまして上程させていただく予定でございます。

それでは、以上で平成30年人事院勧告への対応についての報告を終わらせていただきます。

議長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「17時24分」閉会)

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

坂上巳生男